

はじめに

運動部活動は全国のほとんどの学校で取り組まれており、学校生活に彩りを添える教育活動であり、私たちの青春の記憶や原点としてしっかりと心の深奥に息づいている。真夏の炎天下で繰り広げられる高校野球や、チーム一丸となって戦う春の高校バレーなど、時に観戦している私たちをあたかもチームの一員と錯覚させるほど手に汗握らせ、感動を与える。このように大規模で、しかも学校で教員の指導下で多くの生徒の参加をもって行われる運動部活動は、世界に例を見ない我が国独自の日本型スポーツ教育システムでもある。

しかし、その一方で、悪しき勝利至上主義が闊歩し、時に指導者や上級生から暴力や体罰が行われ、ハラスメント等の問題行動が生じることも少なくない。また、長時間の練習や、いじめによって発生した重篤な事故の報告もある。運動部活動による教育的成果を「光」とすれば、このような問題行動や事故といったものは運動部活動の「影」の部分である。

私は、高校生の思い出と言われて、一番はじめに上がってくるのは部活動の思い出である。毎日朝練をして、放課後は暗くなるまで走って、大会では仲間と共に喜び合ったり涙を流したりと、今でも思い出すことがある。しかし、現代の教育の現場では、体罰や教師の過重労働の問題などが目立ち、運動部活動がよい教育活動として取り上げられていないのが現実である。教育大学に入学し、教育現場の抱える問題について知ることが多くなり、運動部活動の実態についても知ることができた。運動部活動の「影」をどのようにしてなくすることができるか、というのが本論文のスタートであり、これから実際に教育現場に立つ私への課題でもある。

第 1 章では、運動部活動についての歴史から現代の運動部活動がどのような問題を抱えているのか、また、世界の運動部活動に着目し、日本の運動部活動の特色はどのようなものなのか明らかにしていく。

第 2 章では、運動部活動がもたらす期待に着目し、学校・生徒・保護者のそれぞれの視点に立ってメリットはどのようなところなのか、について様々な調査からグラフを用いて明らかにしていく。

第 3 章では、運動部活動の抱える問題点について、過去の事例やデータなどを用いて、現状と課題について明らかにしていく。

第 4 章では、これまでの各章で見られた運動部活動の良い点や悪い点から、これからの運動部活動はどのようなようになっていくのが望ましいのかについて、最新の運動部活動の動向に即しながら考察する。

第1章 運動部活動について

1-1 運動部活動の歴史

戦前はクラブ活動が現在の部活動と類似した役割を持ち、ファシズム体制と軍国主義のもと、「鍛錬主義」や「競争主義」に傾倒され、最終的には軍事教練のために組織されていた。そのため、富国強兵のスローガンのもと、多くの学校がスポーツ系のクラブ活動を積極的に振興しているのに対し、文化系のクラブ活動は抑圧的なものであり、体制批判にもつながる活動として扱われていた。

また、国家の統制はあったものの、戦前はクラブ活動を中心として教科外活動が芽生えてきた時期であった。戦後は学習指導要領によってクラブ活動と部活動の位置づけがなされることになり、目まぐるしい変質や変節が現在に渡っても生じている。

このように「部活動は何のためにあるのか」を不明確にしたまま制度や政策が実行されてきた歴史がある。

1-1-1 運動部活動の始まり

1870年代以降、外国人教師や海外からの帰国者によって、様々なスポーツが日本に紹介されたが、最初から運動部活動のような組織的な活動にはならなかった。1886年に東京大学にボートクラブ（東京大学運動会漕艇部）があったと言われ、その後、ほかの高等教育機関にも運動部活動がつくられていった。さらに、運動部活動の連合組織である「運動会・校友会」がつくられ、徐々に学校公認の組織になった。大学の運動部員によってスポーツは小・中学校に広められ、彼らはスポーツ界のリーダー的存在となり、スポーツ振興の一躍を担った。

しかし、今日こそ年齢に応じたルールや練習が常識になりつつあるが、スポーツに取り組み始めたばかりであった当時においては、それらを自分たちで研究していく意義が十分に理解されなかった。運動部活動や校友会が発足されるようになったが、それらの多くは大学の運動部活動のように、自分たちで作りあげていったものではなく、学校側が大きく関与する形でつくられ、校長や教職員がその役割を担っていた。そのため、児童・生徒が自分たちでスポーツの面白さを研究・追求するのには、制度的にも限界があった。

図 1-1 早慶戦



出所：早稲田ウィークリー

1-1-2 戦前の運動部活動① ―対外試合の過熱化―

1900年代に入ると、徐々に対外試合が活発になっていき、竹之下休蔵は、当時の状況を「校内試合から対外試合へ、運動会から競技会へ、国内試合から国際試合への段階であって、同好者の間にたのしまれた練習から組織的練習に入るにつれて世人の関心も高まり、新聞社主催の競技会もその頻度を加えるようになった」と話している。

大正期には、中等学校にも蹴球部や競技部（陸上競技）などの部活動が組織され、大学の運動部活動と同様に様々な対外試合が行われるようになった。しかし、対外試合によって運動部活動が過熱化し、1907年に全国中学校長会が文部省からの諮問に対する答申の中で、「学業を阻害する」「疾病障害を受けしむる」といった運動部活動の弊害を指摘している。これによって、対外試合の教育的な運営が課題として挙げられ、問題を抑止するため多くの学校で対外試合を禁止、または制限することとなった。この後、運動部活動に対する批判が高まり、国によって管理されるようになる。

対外試合の隆盛を背景に、運動部活動の過熱化が問題となっていたが、当時において指摘された勝利至上主義をはじめとする問題の多くは、今日においても見られる。そのように考えると、運動部活動は100年以上、同じ問題を抱えてきたとも言える。

1-1-3 戦前の運動部活動② ―軍国主義化―

過熱化した運動部活動に文部省が規制に乗り出すようになったが、このような国による管理・統制が様々な戦争を背景に国際情勢が緊迫化するなかで、学校教育の軍国主義化を導いた。国による管理・統制は、体操科（当時の体育）の内容にも及び、1941年の国民学校令によって、これまでの体操科は體鍊科に改められ、そこでは「身体の鍛錬」「精神の錬磨」「国に奉仕する態度や実践力」が強調されるようになった。

このように、心と体を鍛錬して、国のために奉仕できるような実践力を身につけることが、體鍊科の目的となり、運動部活動でも、體鍊科と同様の指導が行われ、まさに学校教育全体で皇国民の鍊成に取り組まれるようになった1941年には、文部省訓令によって校友会が報国団に改編され、従来の運動部は鍛錬部や国防部に再編された。また、後に野球、庭球、籠球、排球、蹴球などは敵性スポーツとして廃止され、従来から行われてきた運動競技はグライダー訓練、通信訓練、機甲訓練、馬事訓練といった、戦争に関わる取り組みに姿を変えていった。

図 1-2 倉吉中学校 グライダー訓練



出所：鳥飼博行研究室

また、国の部活動政策においても、1937年に「国民精神総動員ニ際シ体育運動ノ実施ニ関スル件」、1939年に「学生生徒ノ運動競技試合ニ関スル件」といった通知が出され、対外試合を精神修練の場にすることや、挙国一致の精神を育成することが求められた。そして、戦況が深刻化した1943年9月には体育大会が一切廃止され、多くの生徒が戦争へと駆り出されていった。

1-1-4 戦後の運動部活動① —クラブ・部活動の教育課程化—

第二次世界大戦の敗北後、文部省は「新日本建設の教育方針」を発表し、軍国主義の払拭を掲げ、教育の民主化が求められるようになった。その後、1946年の「新教育指針」において、「公民教育の出発点ともなり、またつねに土台となるものは、実際生活の指導」であるという考えから、校友会における自治集団活動が重視された。

これがクラブ活動の教育課程化に影響を及ぼし、1947年学習指導要領一般編において、「児童の活動をのばし、学習を深く進める」ために「自由研究」が制度化された。その中でクラブ活動については「学年の区別を去って、同好のものが集まって、教師の指導とともに、上級生の指導もなされ、いっしょになって、その学習を進める組織」と説明されている。その後、子どもの自発的活動を重視した「教科以外の活動」（小学校）と、「特別教育活動」（中学校・高校）に位置づけられるようになり、学習活動と関連づけた指導や、子どもの自治集団活動が求められるようになる。このころ、体育と行事とクラブ活動を関連づけて指導する行事単元があらわれた。

運動部活動を関連づけた行事単元によって、スポーツの生活化がめざされたが、1954年の対外試合に関する基準の緩和によって、戦前のように運動部員の視線が対外試合ばかりに向くようになってしまった。1958年の学習指導要領の改訂で教科と教科以外の活動で編成されていたのが、教科、道徳、特別教育活動、学校行事に編成されたため、教科と行事とクラブ活動・部活動の連携が分断されてしまう。その結果、自治的な校内競技会や運動部活動へとつながる行事単元のような実践は終焉を迎えることとなる。その一方で、法的拘束力を持った学習指導要領によって、クラブ活動・部活動の指導が義務化された。

1-1-5 戦後の運動部活動② —必修クラブの制度化と運動部活動の実態—

1968年・1969年の学習指導要領改訂によって、すべての小・中学校で必修クラブが制度化され、勤務時間内でクラブ活動の実施がされることになる。一方で、これまで取り組まれてきた部活動を教育課程外の活動（教師の私事的な活動）として位置づけることで教員手当の問題を解決しようとした。このようにして、子どもの自発的な参加と活動の矛盾化が必修クラブによって表面化した。当時において、学校教育の必修クラブと地域に移行した運動部活動が明確に区別され、具体的には、必修クラブでは全員の参加が、運動部活動では競技力向上が目指された。しかし、必修クラブは限られた時間、場所、種目、そして必修という条件下で取り組みを推進するのに限界があり、制度化からわずかな期間で限界

が生じ、部活動を地域に移行することもできなかった。

1977 年の学習指導要領改訂において、部活動に関して「特別活動との関連を十分考慮して文化部や運動部などの活動が活発に実施されるようにする」と書かれており、必修クラブの関連領域として部活動が位置づけられた。このような背景のもと、必修クラブ離れが進み、高校では部活動の必修化が、中学校でも必修クラブと部活動を統合する意向が多くなった。部活動の勝利至上主義の動きが多くなった結果、顧問先導型の運動部が多くなり、子どもの自治的な活動が阻害されるようになった。1980 年代は、校内暴力が社会問題化し、少年非行のピークであったと言われ、校則や体罰で子どもの態度を矯正・管理する管理主義教育を行う学校が増えていった。運動部活動においても、「運動能力向上に体罰は有効・必要であり、容認される」と考える傾向にあった。運動能力向上のための体罰と勝利至上主義とが絡み合って、管理主義的な運動部活動が今日まで続く社会問題となってしまった。

1-1-6 戦後の運動部活動③ ―部活動の義務化から強制力のない部活動へ―

1989 年の学習指導要領改訂において、特別活動における道德教育が一層重視されるとともに、部活動の参加をもって必修クラブの履修と見なす「代替措置」が認められ、多くの学校が部活動を必修にした。しかし、学校・教師による管理を強めて、道德教育を推進する発想は、改訂前の管理主義的な部活動の指導と同様であり、問題がさらに深刻化する恐れがあった。全生徒に対して一律に、「代替措置」を用いると、部活動に参加したくない子どもも出席が義務化されるため、学校は部活動の位置づけや教育計画を全面的に見直すことが不可欠であった。しかし、ほとんどの学校で部活動の実施方法の見直しをすることはなかった。

「ゆとり政策」において運動部活動の過熱化への批判が強まり、勝利中心の活動やいじめ・体罰の問題が取り上げられ、部活動への参加が強制されない運営をすべきであると提案がされる。しかし、状況改善に向けた通達もむなしく、今日も課題として残っている現状である。1998 年・1999 年の中学校・高校の学習指導要領改訂において必修クラブが全面的に廃止され、クラブ活動の表記が消える。これによって中学校・高校において必修化されていたクラブ活動から教育法規上、強制力のない部活動へと移行した。教育制度上の部活動の位置づけが曖昧になり、部活動は特別活動と関連したという意味での教育課程上の根拠を失った。そのため、部活動を実施するか否かは、各学校の判断に任されるようになる。また、学習指導要領と部活動の関係は曖昧になったが、指導要録における評価は継続したため、部活動は進学に関して評価の対象のままであった。つまり、勝利至上主義化した運動部活動を学校教育から外す一方で、内申書・調査書では競技成績が評価されるという矛盾した状況が生じるようになった。

1-2 学習指導要領における運動部活動

これまで学習指導要領の度重なる改訂によって、クラブ活動・部活動の位置づけは目ま

ぐるしく変質していき、教育課程内の活動から教育課程外の活動へ、強制力のある活動から強制力のない活動へ、特別活動の領域内の活動から特別活動の領域外の活動へ、時代に合わせて運動部活動の在り方は変化していった。しかし、運動部活動の抱える問題の解決には至らず、今日まで続いている。

学習指導要領の変遷をたどり、現行の学習指導要領における運動部活動について考察をしていきたい。以下の表は、中学校と高校の学習指導要領におけるクラブ活動と部活動の変質過程をまとめたものである。

表 1-1 学習指導要領（中学校・高校）上のクラブと部活動の取扱いをめぐる変質過程

改訂年	教育課程	教育課程外
1947 年	クラブ (自由研究)	
1951 年	クラブ (特別教育活動)	
1958 年・1960 年	クラブ (特別教育活動)	
1969 年・1970 年	クラブ (必修) (特別活動)	部活動
1977 年・1978 年	クラブ (必修) (特別活動)	部活動
1989 年	クラブ (必修) ⇔ 選択可能 ⇔ 部活動 (特別活動)	
1998 年・1999 年		部活動
2008 年・2009 年		部活動

出所：神谷（2015：254）

1-2-1 現行の学習指導要領

現行の学習指導要領では、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する」ことについて示している。具体的には、中学校においては第 1 章総則で部活動について、第 2 章第 7 節保健体育で運動部活動について、高等学校においては第 1 章総則で部活動について、第 2 章第 6 節保健体育で運動部活動について、以下のとおり書かれている。

表 1-2 現行の学習指導要領における部活動・運動部活動

中 学 校	第 1 章 総則 第 4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項 2 (13) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。(略)
	第 2 章 各教科 第 7 節 保健体育 3 (2) (略) 特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。
高 等 学 校	第 1 章 総則 第 5 款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項 5 (13) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。(略)
	第 2 章 各学科に共通する各教科 第 6 節 保健体育 第 3 款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い 1 (1) (略) 特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意するものとする。

出所：文部科学省 HP より筆者作成

現行の学習指導要領から、2つの文言に着目して、それ以前の学習指導要領の方針との関係について見ていきたい。まず一つ目に総則で「自主的、自発的な参加」と記された理由について検討する。部活動の「自主的、自発的な参加」の方針が示されたのは、戦前の軍国主義政策における管理・統制の教育と、過熱化した運動部活動への反省からである。戦後に特別教育活動が制度化され、そこに「全校生徒が参加する自発的な活動」としてクラブ活動が位置づけられた。この当時は、学習指導要領が試案だったこともあり、「全校生徒の参加」には強制力がなく、各学校・教師の努力目標であった。その後、法的拘束力をもった学習指導要領が告示され、記された教育内容をすべての者に経験させることとなり、1969年に必修クラブがあらわれ、「自主的、自発的な参加」を重視する部活動と明確に区別される。必修クラブは紆余曲折を経て廃止になるが、このような歴史を踏まえると、かつての必修化の問題を避けるために教育課程とは意図的に区別をして部活動を位置づける必要があった。そのため、現行の学習指導要領の総則において「自主的、自発的な参加」と

いう文言が記されたと考えられる。

二つ目に、「責任感、連帯感の涵養」と「教育課程との関連」が重視される理由について見ていきたい。2006年の新教育基本法は道徳心を培うことを一つの柱とし、中教審の議論においても部活動で道徳教育を行う意見が出された。また、体力向上に関する指導も学校の教育活動全体を通じて行う方針が出され、運動部活動と体力づくりの関係が注目されていたため、その意向が学習指導要領に反映したと考えられる。しかし、道徳心の形成は、部活動固有の教育的意義とは言い難く、体力づくりと同様に学校に部活動を位置づける理由としては不十分である。むしろ、戦前の軍国主義教育と同様の実践を生み出し、「管理主義教育」として批判されるようになってしまう。このような歴史から見えるのは、現行の学習指導要領で示されている、道徳教育や体力づくりと部活動を関連づける方針は、部活動を学校教育に位置づける理由としては不十分であったことと、今でもそれらの方針に頼り続けているという現実である。

これまでの学習指導要領の改訂や現行の学習指導要領では、体罰・暴力に見られる非科学的、管理主義的な指導や勝利至上主義の歯止めにはならなかった。このような歴史や実態を踏まえたうえで、運動部活動の在り方について、これまでとは異なる言葉で語る必要がある。同じ言葉で語っている限り、運動部活動の問題が発生してきた歴史や実態から抜け出すことは難しい。

1-3 世界の運動部活動

日本のように運動部活動がこれほど大規模に成立している国は他になく、スポーツと学校教育が結び付いているのは日本独特である。日本の運動部活動の特殊性を諸外国の状況と比較していきたい。以下の表は、世界 34 か国の中等教育段階のスポーツの場を、「学校中心型」、「学校・地域両方型」、「地域中心型」の3つの類型に分類したものである。

表 1-3 各国の中等教育段階のスポーツの場に関する類型

学校中心型	学校・地域両方型		地域中心型
日本	カナダ	ポーランド	ノルウェー
中国	アメリカ	ロシア	スウェーデン
韓国	ブラジル	イスラエル	フィンランド
台湾	スコットランド	エジプト	デンマーク
フィリピン	イングランド	ナイジェリア	ドイツ
	オランダ	ケニア	スイス
	ベルギー	ボツワナ	コンゴ
	フランス	マレーシア	イエメン
	スペイン	オーストラリア	タイ
	ポルトガル	ニュージーランド	

出所：中澤（2014：48）

これを見てみると、運動部活動と地域クラブの双方が存在する「学校・地域両方型」がヨーロッパの大部分や北米を中心に 20 か国で最も多い。しかし、ここで注意しておきたいのは、そのうちのほとんどの国では、運動部活動が存在するものの、地域クラブの方が規模が大きく活動も活発であることだ。次に、「地域中心型」を見てみると、ドイツやスカンディナヴィア諸国など 9 か国であり、このように運動部活動が存在しない国も珍しくない。そして、運動部活動を主とする「学校中心型」の国は、日本を含むアジア 5 か国と最も少ない。日本以外の 4 か国が「学校中心型」に属する理由は、地域社会のスポーツが未発達なためである。これらの国では、たとえば中国や韓国の運動部活動がわずかに握りのエリートだけしか参加していないように、運動部活動そのものの規模は日本と比較して小さい。青少年のスポーツの中心が運動部活動にあり、かつ、それが大規模に成立している日本は、国際的に見て特殊であることがわかる。

アメリカとイギリスは両国とも運動部活動が活発な代表的な国である。運動部活動の起源は、18 世紀末から 19 世紀前半のイギリスのパブリックスクールにあり、それが大きく広がりを見せたのが、19 世紀末から 20 世紀初頭にかけてのアメリカであった。両国の運動部活動は、日本の運動部活動にとって、明治導入期や戦後教育改革期のモデルともなっている。日本の運動部活動の特徴を明らかにするにはアメリカとイギリスとの比較が必要である。以下の表は、日本・アメリカ・イギリスにおける中学校・高校の運動部活動の特徴について様々な項目で整理したものである。

表 1-4 日米英における中学校・高校運動部活動の諸特徴

	日本	アメリカ	イギリス
設置学校の割合	ほぼすべての学校	ほぼすべての学校	ほぼすべての学校
各学校の部数	多数	少数（トライアウト制）	多数
生徒の加入率	約 50%～70%	約 30%～50%	約 50%
活動状況	活発	活発（シーズン制）	不活発
全国大会	有り	無し	有り
指導者	教師（関心や経験のない教師を含む）	教師とコーチ	教師
指導目的	人間形成	競技力向上	競技力向上
総括的特徴	一般生徒の教育活動	少数エリートの競技活動	一般生徒のレクリエーション

出所：中澤（2014：50）

設置学校の割合については、3 か国ともほぼすべての学校に運動部活動が設置されている。各学校の部数については、日本とイギリスでは多数の部を持つ学校が一般的である。対してアメリカではアメリカンフットボールやバスケットボールなどの代表的な少数の部だけを持つ学校が珍しくない。活動状況は日本とアメリカは活発で高度に組織されているが、アメリカはシーズン制を敷いており年間を通して活動しているわけではない。対してイギリスは、参加生徒の多くが週 1～2 日気晴らし程度に活動するに過ぎず、活発とは言えない。全国大会は日本とイギリスでは行われているが、国土が広いアメリカでは州レベルの大会でとどまっているが、アメリカの高校の州の大会は大きなイベントとなっている。指導者は、関心や経験がある教師が担う点は 3 か国とも共通している。違いはアメリカで、教師とは別に雇われる専門のコーチも相当する点、日本で関心や経験がない教師も担当を担う点である。そうした指導者の違いに関連して、指導目的にも違いが見られる。アメリカとイギリスの指導者は競技力向上を挙げるのに対して、日本ではまず人間形成を挙げる傾向にある。

運動部活動の国際状況を細かく見ることで、スポーツと学校教育の日本特殊的関係が見えてくる。日本以外ではスポーツと学校教育は互いに無関連、あるいはその結び付きが弱いのが一般的であるのに対して、日本は学校と教師が、一見すると学校教育と無関連に思われるスポーツを、学校教育の一環として大規模に編成している。つまり、スポーツと学校教育が互いに密接に関連し、その結び付きが強いという、我々にとってなじみ深い実態は、日本特殊的であるといえる。

1-3-1 アメリカ

2013～14 年度のアメリカの高校運動部参加者は約 780 万人とされている。ただし、アメリカの運動部活動はシーズン制で、シーズンごとに種目を替え、1 人で 2 種目以上に参加している生徒がいる。参加者数は各部の登録者数をカウントしているため、運動部活動に参加している実際の人数はこれよりも少ない。もう一つの特徴は、主なチームスポーツはトライアウト制となっていることである。シーズン初めにトライアウトと呼ばれる入団テストを行ない、入部できる人数を制限している。ベンチ入りできない補欠選手を多く抱えるのではなく、出場登録枠分の選手だけを入部させる。

運動部活動がシーズン制であることから、1 人の生徒が複数の運動部や文化部に入部することができる。しかし、運動能力の高い生徒が複数の運動部活動の主力選手として活躍する一方で、いずれの集団種目のトライアウトにも落ちてしまい、種目を選択できない生徒がでてくるというデメリットもある。これは幼児期からのスポーツが過熱化する一因にもなっていると考えられる。

スポーツ大国のアメリカでは、高校、大学の運動部活動はとくに盛んに行なわれており、

長年にわたって、過熱化、学業との優先順位の逆転などの問題が指摘されている。しかし、州の高校体育協会や学校単位で詳細な規則を作り、それを指導者、生徒に遵守させることで、運動部活動における問題にアプローチしている。

1-3-2 イギリス

イギリスでの学校スポーツの歴史は、19 世紀初頭のラグビー校やイートン校などのパブリックスクールから始まる。スポーツを行なうことは、支配階級としてのステータスシンボルであったため、20 世紀に入っても労働者階級を中心とする庶民の子弟の行く公立学校では、スポーツ教材は導入されなかった。イギリスでは戦後、児童中心主義教育思想の下で、部活動運営もそれほど過熱することなく現在に至っている。部活動への参加は自主的であり、約 40% 強の生徒が参加しているが、練習日数も練習時間も日本に比べてはるかに少なく、むしろ地域スポーツクラブへの参加と活動の方が多という特徴がある。スポーツカウンシル（スポーツ審議会）による国民全体のスポーツ振興政策である「スポーツ・フォー・オール」の一環に若年層のスポーツ参加が位置づけられ、そして 1995 年からはジョン・メージャー首相直々の子どもスポーツの高揚策全体の一環に部活動も位置づけられ、地域スポーツクラブとの連携の下に推進されている。これによって、ますます高まる子どものスポーツ要求を行政として、そして公共の責任としていかに対応するか、その政策的な体系が明確化している。

2008 年から生涯スポーツ振興政策が推進され、「勝利を楽しむ：スポーツの新時代（Playing to win : A New Era for Sport）」が打ち出された。子どもの週 5 時間の運動時間を確保するために、体育の授業を 2 時間、その他の 3 時間を部活動か地域スポーツで保証する。そのために 6~7 校の中等学校を中心に 40 校近くの小学校を包み込んだ全体で 50 校程度のファミリーである「学校スポーツパートナーシップ」を形成する。ここには、スポーツ活動推進の専任職員が配置され、授業や部活動そして地域スポーツ活動への子どもたちの参加を容易にするための援助活動を行なっている。部活動などで、子どもたちの要求にできるだけ応えることにより、地域の指導者や親たちの積極的な参加も促進しており、部活動で提供している各学校の平均種目数は 18.6 にも及ぶ。

部活動の意義や位置づけをめぐる問題は日本と共通の課題であり、イギリスにおいても法的、行政的な確立はしておらず、「部活動＝拡張カリキュラム」として、学校教育の機能の一部としての位置づけの提案がなされている。部活動の現場や学校レベルで解決しなければならない課題も多いが、部活動の位置づけは教育行政が公共的施策として為さなければならない課題である。

1-3-3 韓国

韓国では学校の正課時間以外に、エリートスポーツ選手を育成する「学校運動部」というものがある。学校運動部は拠点学校別に設けられており、2009 年現在で、全国に 7,811 部が置かれている。専任の技術指導を行なうコーチは全国で 3,399 名である。市道教育庁

指導の下、校長の判断で特定の種目に関する学校運動部を設置し、将来の国家代表の卵やエリート選手候補群を近隣から広域で集めて養成する。育成の中では、中学校・高等学校は、運動部活動の設置されている中学校や高等学校、あるいは「体育中学校」、「体育高等学校」など体育専門の中等教育機関に進学するルートが一般的である。エリートスポーツの運動部活動にも関わらず、間口はあまり狭くなく、参加に当たっての児童・生徒の自発性がそれなりに確保されている。また、国家代表という頂点を見据えつつも、常にセカンドキャリアも意識して取り組んでいることが、学歴社会である韓国固有の事情と言える。

「学校運動部」というエリート養成の運動部活動に対して、一般の学生は「学校スポーツクラブ」や「放課後学校」と呼ばれる運動部活動に参加する機会がある。「学校スポーツクラブ」は教師が監督として指導を行ないながら、一般学生が課外に運動を集団で行なうものであり、そのイメージは日本の運動部活動に近い。教師は指導を行なうが、基本的には無給で対応することが多いものの、モデル事業の指定を受け、教育庁から財政的支援がある場合は、そこから指導教諭への手当が行なわれることもある。「放課後学校」は塾や習い事を私教育費低減のため、学校が包含したものであって、その中の「体育活動」を行なうものである。費用も高くなく、この取り組みは現在盛んに行われており、そのほか学生が自主的に趣味やスポーツなどを行なう「トンアリ活動」なども行なわれている。

第 2 章 運動部活動の期待

2-1 学校のメリット

運動部活動がもたらす学校のメリットについて、「学校経営」、「生徒指導・生徒理解」、「教師の指導力の向上」、「高校・大学へのスポーツ推薦」の 4 点について述べていきたい。

2-1-1 学校経営

学校の特色の中の一つに部活動があり、多くの学校で力を入れている活動である。運動部活動に力を入れている学校は、地域や保護者からの評価が高く、また活発で礼儀正しい運動部活動の生徒は学校の印象を良いものにしている。運動部活動で活躍している生徒は、学校の模範生徒としての役割があり、学校を集団として機能させてくれるため、学校経営には欠かすことのできない存在である。また、学校外においても、学校の広告塔としての役割があり、学校の顔となっている。

充実した運動部活動のためには、地域との関わりが欠かせないものであり、スポーツの強豪校では地域でボランティア活動を行なっている学校が多い。それは、地域の方々の期待や声援の恩返しのためであり、生徒は積極的に地域貢献を行なう。学校と地域というつながりを運動部活動の生徒が強固なものにしているのである。

このようにして、運動部活動は学校内外に大きな影響を与えており、教師だけではなく生徒が学校経営に大きく携わっている。頑張っている生徒は他者から高い評価を与えられ、生徒の通っている学校も高い評価を与えられる。教育課程外の活動である部活動が学校の顔となり、地域や保護者からの信頼を得ている。そのように考えると、学校経営には運動部活動が欠かせない活動となっていると言っても過言ではない。

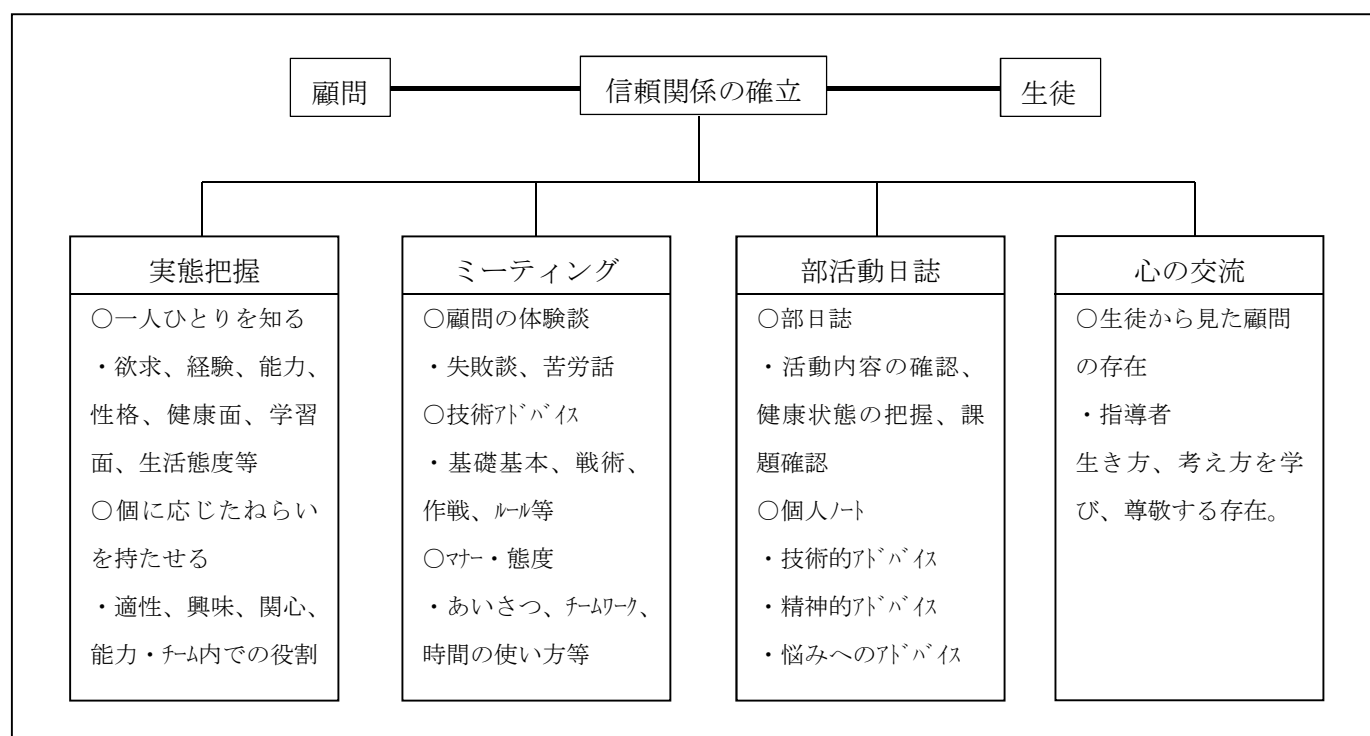
2-1-2 生徒指導・生徒理解

運動部活動は現在、中学生で約 6 割以上、高校で約 4 割以上もの生徒が参加しており、年間で約 700 時間を費やしているとも言われている。中学校の国語や数学、英語の年間授業時数が 140 時間であることを考えると、運動部活動に費やされている時間がどれほど多いかがわかる。顧問は、日々の活動においては、生徒と一緒に汗を流し、話し合い、高め合うなど、授業とは異なる人間関係や生徒理解を深めることができる。運動部活動を通して、日々成長していく生徒の充実感あふれる姿に直接触れることができることは、顧問の心が得られる喜びである。

運動部活動における顧問の指導は、生徒の取り組みに大きく影響し、その成果を左右するものである。次の図は、運動部活動を運営していくために必要な顧問と生徒の信頼関係

を図で表したものである。

図 2-1 運動部活動における顧問と生徒の関係



出所：大分県教育庁体育保健課（2013：13）

それぞれの部の中で、顧問と生徒が約束事を決め、それに従って顧問と生徒が良好な関係を築くことが大切である。生徒にとって部活動の体験が学校生活の思い出になり、部活動は、社会で生きていく上でとても重要なことを学ぶことができる絶好のチャンスである。

2-1-3 教師の指導力の向上

運動部活動は生徒たちがスポーツを学び、また、スポーツを通して人生を力強く生き抜く力を養う場である。それと同時に、運動部活動の指導者は生徒たちへの指導を通して、自らが成長する機会を得ている。教師は教科指導や生活指導が、学校内・学校外へどうすればつながるのかを考え、教材研究や生活課題の把握に努めるとともに、自身の教育活動を改善していく必要がある。

運動部活動は教科外活動であるため、教師は、「教育課程を運動部活動（課外の生活）につなげ、運動部活動（課外の生活）から教育課程を振り返る」というサイクル、つまり、生活と教育の往還関係に身を置いていることが自覚しやすくなり、自らの専門性を発揮したり、高めたりする実感も得やすくなる。このように考えると、学校の運動部活動は教師が自身の教育活動を振り返り、新たな実践の課題に気づく「自己研修の場」とも言える。

教師と生徒が互いに学びのパートナーとしての活動を意識しつつ、運動部活動をさらに

発展していくことが、現場の指導者に求められているのである。

2-1-4 高校・大学へのスポーツ推薦

少子化が進む中で、これからの学校は「特色ある魅力的な学校づくり」の実現が必要となる。そこで、運動部活動が学校づくりに関して大きく影響を与えている。とくに私立学校は受験生を集めるために運動部活動に力を入れている学校が多い。それは、運動部活動に力を入れることによって、その学校の知名度や魅力があらわれるからである。平成に入って以降、中央教育審議会の提言を受けて、受験競争の過熱化や偏差値偏重の弊害から多様な入学者選抜を実施するように文部科学省の文教政策が改められ、高校入試における選抜方法の多様化も同時に行われた。また、大学でも AO 入試等の活用による大学入試での選抜方法の多様化が図られるようになった。スポーツで有名大学への進学実績をあげるという方法は、私学経営者にとっては一挙両得の魅力的なものとなっている。以下の表は、東京都内の大学でスポーツ推薦などの入試方法を行なっている学校である。

表 2-1 スポーツ推薦を行なっている東京都内の大学

共学私立	青山学院大学	亜細亜大学	桜美林大学	杏林大学
	慶應義塾大学	国士舘大学	駒澤大学	順天堂大学
	専修大学	創価大学	大正大学	大東文化大学
	拓殖大学	玉川大学	中央大学	帝京大学
	東海大学	東京経済大学	東洋大学	日本体育大学
	日本大学	法政大学	明治学院大学	明治大学
	立教大学	立正大学	早稲田大学	
国公立	東京学芸大学			
女子大学	東京女子大学 日本女子体育大学			

出所：大学スポーツ推薦.com より筆者作成

このように、多くの学校でスポーツ推薦を行なっており、運動部活動は学校の魅力を高めるために大いに活躍している。しかし、一方で競技成績を利用して大学に入学した学生の中には、高校までの激しい練習に疲れてしまったり、競技そのものに嫌気がさし、大学では運動部活動に所属せず、競技活動をやめてしまう学生もいる。「特色ある魅力的な学校づくり」のために、運動部活動を活用することは間違っていないが、大学へ入学するためのツールとして運動部活動を行なうのではなく、大学へ進んでからの学校生活に向けて、運動部活動を位置づける必要がある。そのようにして運動部活動を位置づけることができ

れば、学校の知名度を高める広報活動として運動部活動は大きく期待できる。

2-2 生徒のメリット

運動部活動がもたらす生徒のメリットについて、「生きる力の育成」、「学業への意欲・関心の向上」、「スポーツ活動の享受」、「居場所としての部活動」の4点について述べていきたい。

2-2-1 生きる力の育成

運動部活動の意義の一つとして、生きる力の育成が挙げられる。具体的には、

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 確かな学力 : 試行錯誤しながらよりよく問題を解決する力・ 豊かな心 : 仲間や相手、自分を支えてくれる人に感謝する心・ 健やかな体 : 心身の健康の増進、気力・体力の向上 |
|--|

これらの力が運動部活動によって育成される。運動部活動はスポーツの楽しさや喜びを味わうだけではなく、様々な教育活動への意欲が高まり、学校全体が活性化する効果もある。このように、運動部活動は、心身ともに健康になり、より多くの人と触れ合う機会が多くなり、必然的に人間形成の場面設定ができる。部活動の適切な運営は、社会で通用する生きる力を身につけさせるためには必要である。そうすることで生徒の明るい未来を保障することにもつながるのである。

2-2-2 学業への意欲・関心の向上

学業と部活動の両立がしばしば問題となるように、部活動は学校生活のなかで学業と二項対立的に捉えられえることが多い。部活動が学業と二項対立的に捉えられ、時に否定的に語られるのは、部活動が教育課程外の活動であり、教育課程内の学業の妨げになるのではないかと懸念されているからである。ここで、日本スポーツ教育学会副会長の友添氏の調査によるグラフを2つ紹介したい。

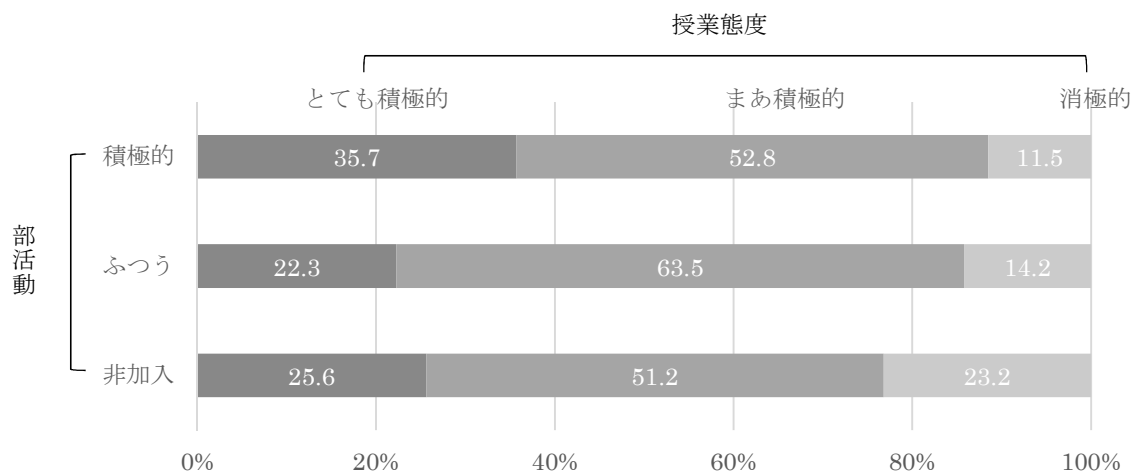
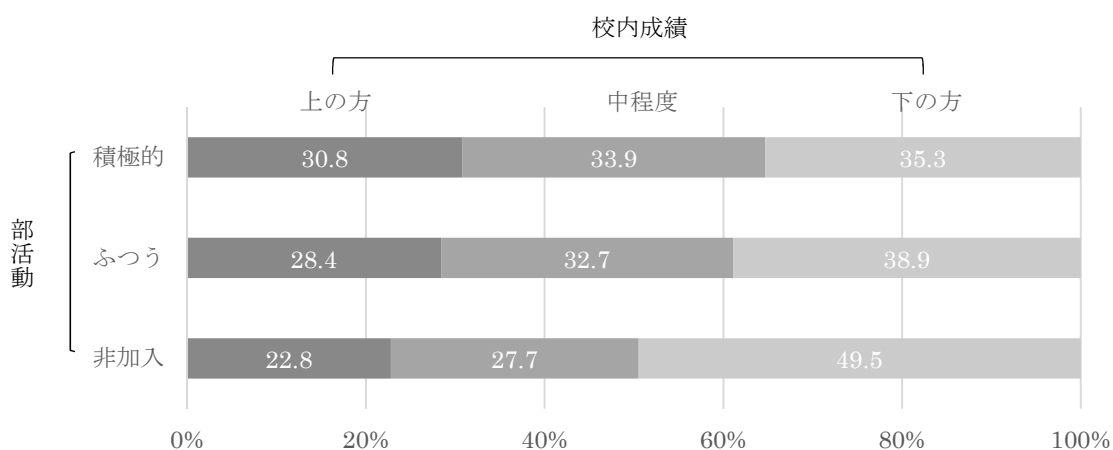


図 2-2 中学生の部活動への関わり方別授業態度

出所：友添（2016：18）

図 2-3 中学生の部活動への関わり方別校内成績



出所：友添（2016：18）

これらのグラフを見ると、部活動に加入していて、積極的に部活動に関わっている中学生の方が、授業にも積極的に取り組み、家庭でも勉強をして、よい成績を取っている傾向が見られることがわかった。空いている時間が長ければ、遊びの時間が増え、空いている時間が少なければ、逆に効率的に時間を使うのである。このように考えると、「学業と部活動の両立」という二項対立的な捉え方をしてしまうから、部活動をしていれば勉強に充てる時間が減り、部活動をしていなければその時間勉強をしているはず、という幻想を描くことになってしまう。ここで注意しておきたいのは、「部活動に積極的な中高生の方が成績がよい」ということではなく、学校に親和的な中高生は勉強も部活動も積極的であるし、

学校と距離をおいている中高生は勉強も部活動もあまり熱心ではないという相関関係であって、必ずしも、部活動をすると勉強ができるようになるとか、勉強をすると部活動もうまくなるといった直接的な因果関係はないということである。

現代の社会は、生活していて困ることが少なくなり、遊びが定式化してきたため、意識的にスポーツや芸術活動を体験する必要がある。その点で、運動部活動は実技系の教科や総合的な学習の時間と並んで、学校教育を通してそのような体験をできる重要な機会になっている。直接的な因果関係はないにせよ、運動部活動を積極的に行なうことは、勉強するときにその体験が活かされて理解につながるという間接的な効果があるといえる。

2-2-3 スポーツ活動の享受

スポーツ活動をする機会は地域社会の社会教育施設や民間企業などの学校外活動にもあるが、運動部活動は希望する全ての中高生に対してスポーツ活動を享受する機会を提供している。小学生の学校外教育活動について見てみると、Benesse 教育開発センターが 2010 年に行なった「学校外教育活動に関する調査」によると、小学生の 68.5%がスポーツを何らかの形でこなしている。この調査では、保護者学歴・世帯収入・人口規模が大きいほど、小学生のスポーツの活動率が高いことがわかった。このような差異によって小学生が自分の希望や好みにみあった選択をできていないとすれば、それはスポーツ活動を享受する機会に社会的格差＝社会的な問題があるということになる。

このように考えると、学校外活動に加入してスポーツ活動ができるかどうかは、家庭の経済的背景の影響を受けているが、部活動はスポーツ活動をしたい中学生なら家庭背景によらず誰でも加入することができる。このことから、部活動は中高生がスポーツ活動を平等に享受できる機会を提供する役割を担っていると言える。

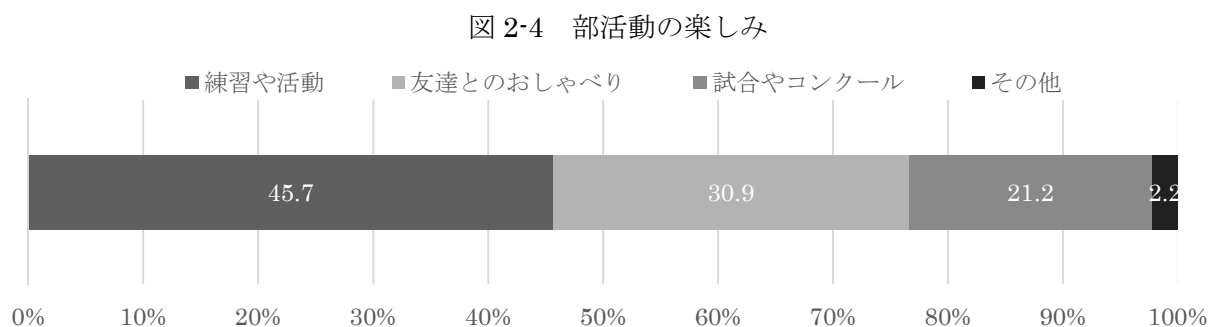
教育の格差が社会的な問題とされているが、その際に指摘されるのは、家庭の経済水準や保護者の学歴水準などの親世代の社会的な地位が子ども世代に受け継がれてしまうことである。しかし、フランスの社会学者ブルデューは、「親の社会的な地位が子どもに引き継がれるのは、経済的な裕福さよりも文化的な経験やそれを通して身につける振る舞いや習慣による」とする「文化的再生産」という考え方を論じた。

この考え方に従えば、スポーツ活動をより平等に享受する機会としての部活動は、中高生が学校教育活動の一環として少なくとも一つはスポーツ活動を享受することができる場であり、経済的背景やスポーツ活動に対する志向の差異に基づく親世代の「文化の格差」を自分の世代で縮減できるという重要な意義をも持っていると考えられる。

2-2-4 居場所としての部活動

中高生にとって部活動は、スポーツ・芸術活動をすることや好きなことがうまくなることだけを期待しているのではなく、その活動を一緒にしながら友達と過ごしたり友達をつくったりすることもまた重要な役割として期待されている。以下の図は、友添氏が 2004 年

度に行なった「中学生調査」から、部活動の楽しみについてまとめたものである。



出所：友添（2016：23）

この図を見ると、子どもたちは部活動で好きなスポーツや芸術活動を楽しむだけでなく、30.9%と3人に1人の中学生が「友達とおしゃべり」を楽しむに参加している。現代の中学生はまだまだ保護者の保護下にある存在であり、一方で、大人の働き方は第一次産業から第二次、第三次産業へと移り変わっていき、労働時間を中心に生活スタイルは多様化している。さらに居住形態も変わり、近所付き合いというものが減った結果、地域社会の教育力は低下している。このような社会状況を考えると、部活動に加入することによって生徒は、だいたい平日は6時頃まで学校にいたことができ、週末も練習や試合などで学校で過ごすことができ、一人での時間がなくなり、生徒の居場所として部活動がその役割を担っているとも言える。

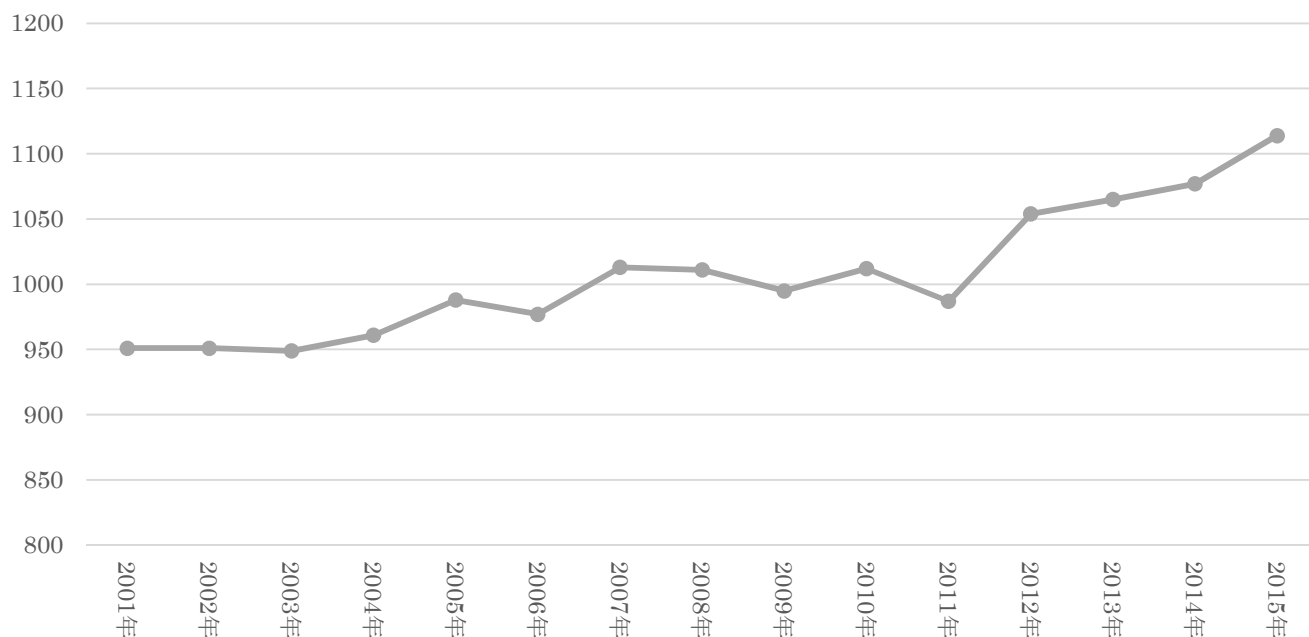
2-3 保護者のメリット

運動部活動がもたらす生徒のメリットについて、「学童保育の役割」、「スポーツ活動への親の期待」の2点について述べていきたい。

2-3-1 「学童保育」の役割

共働きの家庭が増えた今日の社会において、子どもが学校から家に帰っても保護者がいるとは限らないし、週末に保護者が働きに出ていることもありえる。そのように考えると、部活動は「学童保育」の役割を担っているとも言える。以下のグラフは、共働き等世帯数の推移を表したものである。

図 2-5 共働き世帯数の推移（単位：万世帯）



出所：ガベージニュース

このグラフを見てみると、2007年に共働き世帯数は1000万世帯を超え、2015年現在もなお増加している。子どもの健全な成長のためには、学校から帰った子どもが一人で家で過ごすよりも、学校に残って友達とスポーツで汗を流す方がよい。

2-3-2 スポーツ活動への親の期待

スポーツの試合で見せる子どもの表情は、普段の家庭では見ることのできないカッコよさや凛々しさがある。保護者からすれば、中学生に上がった子どもが一生懸命スポーツに打ち込んでいる姿を見るのは、子どもの成長を感じる一つの瞬間である。保護者は、子どもが運動部活動に入り、スポーツ活動を行なうことによって、子どものどのような成長を期待しているのかについて考えていきたい。以下の表は、2009年に Benesse 教育研究開発センターの研究員である佐藤暢子氏が、小学生・中学生の子どもを持つ母親を対象に行なった、インターネット調査から、「スポーツ活動への親の期待」についてまとめたものである。

表 2-2 スポーツ活動への親の期待（単位：％）

	全体	小学生	中学生
じょうぶで健康な身体になる	70.3	73.5	63.6
自分の目標に向かって努力をする	64.7	67.8	63.7

人に対する礼儀やマナーを覚える	64.3	66.3	>	62.0
仲間と協力する姿勢を身につける	63.2	64.1	>	61.8
身体を動かすことを楽しむ	61.3	65.5	>	51.0
自分の得意なことを伸ばす	59.8	62.9	>	51.7
ものごとに集中する力を身につける	56.5	58.6	>	53.2
よく考えて行動できるようになる	54.2	56.9	>	51.3
自分のことを自分でできるようになる	52.7	54.9	>	49.0
活動でストレス解消や気分転換をする	46.9	48.7	>	46.3
運動に対する苦手意識をなくす	43.7	49.2	>	34.3
勝つよろこびや負けるくやしさを知る	40.8	44.8	>	40.5
集団をまとめる力やリーダーシップを身につける	24.0	24.1	<	25.8
選手としての技能が上達する	14.9	15.7	<	18.1
大会や記録会でよい成績をあげる	7.7	8.1	<	9.9
トップレベルの選手をめざす	4.1	4.4	<	4.8

※グレーの背景は、小学生と中学生の比較で差が 5 ポイント以上ない項目

出所：ベネッセ教育総合研究所 HP

この表を見ると、「人に対する礼儀やマナーを覚える」や、「仲間と協力する姿勢を身につける」など、親は子どもにスポーツ活動を通して、身体的・精神的なことだけではなく、社会性を身につけることも期待している。運動部活動は試合に勝つことや大会で活躍することも大事であるが、それ以上に人間力を高める活動として大きな役割を担っていることがわかる。

第3章 運動部活動の抱える問題

3-1 学校の抱える問題

運動部活動が与える、学校の抱える問題について、「体罰」、「長時間労働の強制」、「家庭崩壊・部活離婚」、「教員の指導適性」の4点について述べていきたい。

3-1-1 体罰

学校教育における体罰は、学校教育法第11条により、

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

と記載され、一切禁止されている。指導者と生徒がどのような関係にあろうとも、暴力行為の行使は相手に間違いなく不快感を与え、ひどい場合には暴力を行使された当人にトラウマを与え、生涯にわたって苦しませてしまう恐れもある。以下のグラフは、2014年に文部科学省が行なった「体罰の実態把握」の調査をまとめたものである。

図 3-1 中学校における体罰時の状況（場面）

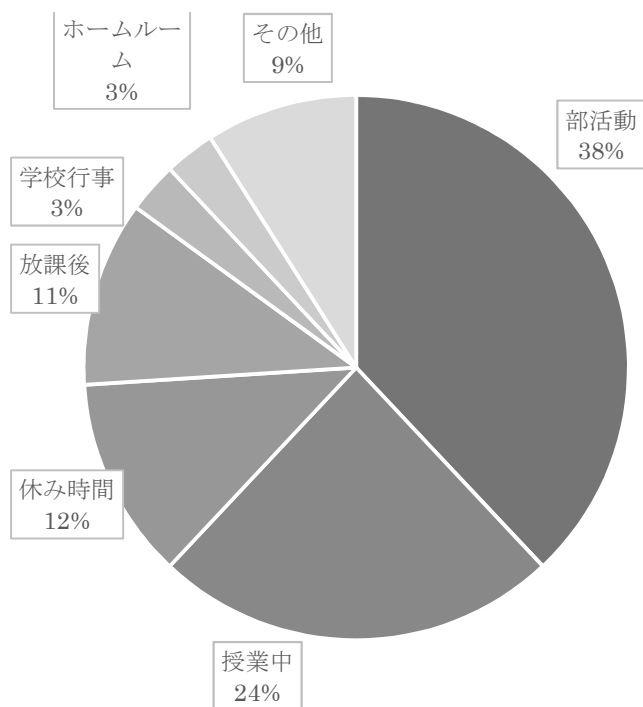
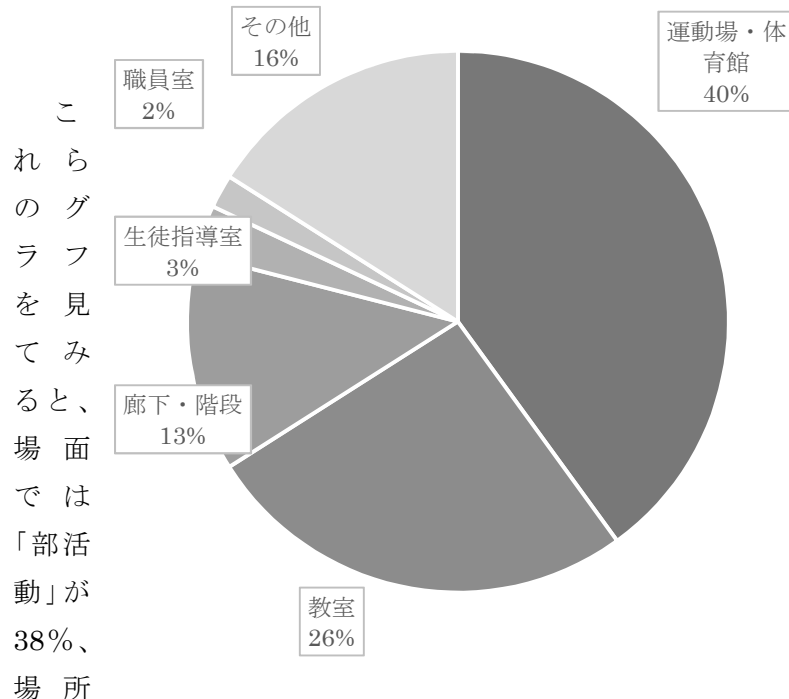


図 3-2 中学校における体罰時の状況（場所）



出所：文部科学省 HP より筆者作成。部活動が教育課程外の活動であるにもかかわらず、体罰の多くは部活動中に起きていることがわかる。また、これらの場面や場所で体罰が発生するのは、ほとんどが中学校・高等学校である。

2013 年に文部科学省が通知した「体罰根絶に向けた取組の徹底について」では、

- ・ 体罰の未然防止
 - ① 体罰禁止
 - ② 組織的な指導体制の確立と指導力の向上
 - ③ 部活動指導における体罰の防止のための取組
- ・ 徹底した実態把握及び早期対応
 - ① 体罰の実態把握
 - ② 報告及び相談の徹底
 - ③ 事案に応じた厳正な処分
- ・ 再発防止

などが示された。体罰が社会問題化されるようになったのは、2012 年に大阪市立桜宮高等学校の 2 年生の男子生徒が、所属するバスケットボール部の顧問による体罰を苦に自殺した事件からである。

3-1-1-1 大阪市立桜宮高等学校バスケット部体罰自殺事件

2012年に大阪市立桜宮高等学校でバスケットボール部の顧問を務めていた男性教諭が同部のキャプテンを務める2年生の男子部員に体罰を与え、翌日に部員が自殺する事件が起きた。自殺した生徒は恒常的に体罰を受け、自殺前夜には30~40回殴られていたという。大阪市教育委員会は校長の更迭を決定し、その後、顧問を務めていた元教諭は懲戒免職処分となった。2013年7月に元教諭は暴行と傷害

の罪で大阪地検に在宅起訴された。元教諭は生徒の自殺から2週間後に生徒宅を訪問し、生徒の両親に桜宮高校で指導者として復帰したい旨の希望を伝えたが拒否されている。2016年2月、東京地裁は「体罰と自殺には因果関係が認められる」とし、大阪市に約7500万円の賠償を命じた。

「遺族の声を伝える最初で最後の機会である」として遺族は被害者参加制度を利用し、法廷に立つことになった。以下は、遺族と被告人の法定でのやり取りである。

図 3-3 大阪市立桜宮高等学校



出所：情報発信センター

表 3-1 初公判での遺族と被告人とのやり取り

母親：「前からずっと聞きたいと思っていました。何発も殴っていたときに、どう思っていたのですか。」
被告：「何とかこれで強くなってほしいと思っていました。」
母親：「自分の息子が部活動中に殴られても、愛があると思いますか。」
被告：「大変申し訳ありません。」
母親：「『鼓膜が破れないように気をつけているが、生徒が動いたら（耳に）当たることもある』と言っていました、生徒のせいなのでしょう。」
被告：「・・・」
母親：「死ぬと思ったことはないのですか。」
被告：「死ぬとは思っていませんでした。」
母親：「息子はすぐに弱音を吐く子でしたか。」
被告：「熱心に取り組んでいました。」
母親：「『殴られてもええねんな』と言われながら、なぜキャプテンを続けたいと言ったと思いますか。」
被告：「・・・」
母親：「私が言います。息子は『続けると言わないと話終わらないもん。帰れんもん』と言っていたのです。そんなことも教師として見抜けなかったのですか。」

被告：「申し訳ありませんでした。」

兄：「なぜ、母の質問に答えないのですか。何のためにここに來たのですか。」

被告：「・・・・」

兄：「あなたはそうやって答えない弟を殴りましたね。あなたの息子に同じことができますか。」

被告：「できません。」

出所：産経ニュースより筆者作成

この体罰事案を受けて、文部科学省は「運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議」を設置し、運動部活動指導のガイドラインを作成することが提言された。この中で、体罰は「スポーツの価値を否定し、フェアプレーの精神、ルールを遵守することを前提として行われるスポーツと相いれないものであり、スポーツのあらゆる場から根絶されなければならない」とされている。遺族は、「体罰をなくし、息子のような犠牲者を出さないためにも今回の判決が大きな意味を持たないといけない。体罰を抑止するガイドラインになっしてほしい」と語っている。

3-1-1-2 剣道部顧問のスクールセクハラ

セクシャル・ハラスメントは体罰とともに起こる場合も少なくない。文部科学省が 2013 年度に取りまとめた「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」で「体罰等の許されない指導と考えられるものの例」として、

- ①パワー・ハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行なう。
- ②セクシャル・ハラスメントと判断される発言や行為を行なう。
- ③身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり、否定したりするような）発言を行なう。

などが挙げられており、一般的に言われるパワハラやセクハラというものは体罰の一種であることがわかる。教え導く存在であるはずの教師が、生徒に深い心の傷を負わせる事件が後を絶たない。スクールセクハラについて 10 年以上取材を続けている池谷氏によると、部活動によって、多くの被害に遭っている生徒がいるという。その中の、関西にある私立の中学校の事案について紹介したい。

剣道部の顧問教諭に熱心に勧誘を受けた女子生徒が入部をし、教諭の指導のもと、3 年生の時に全国大会へと出場をする。しかし、その成果の裏には日常的なセクハラがあったという。教諭は練習中に何度も控え室に女子生徒を呼び出し、「試合に勝つには、先生と気持ちを合わせる必要がある」「そのためにプライドを捨て、心を裸にしなければならない」「だ

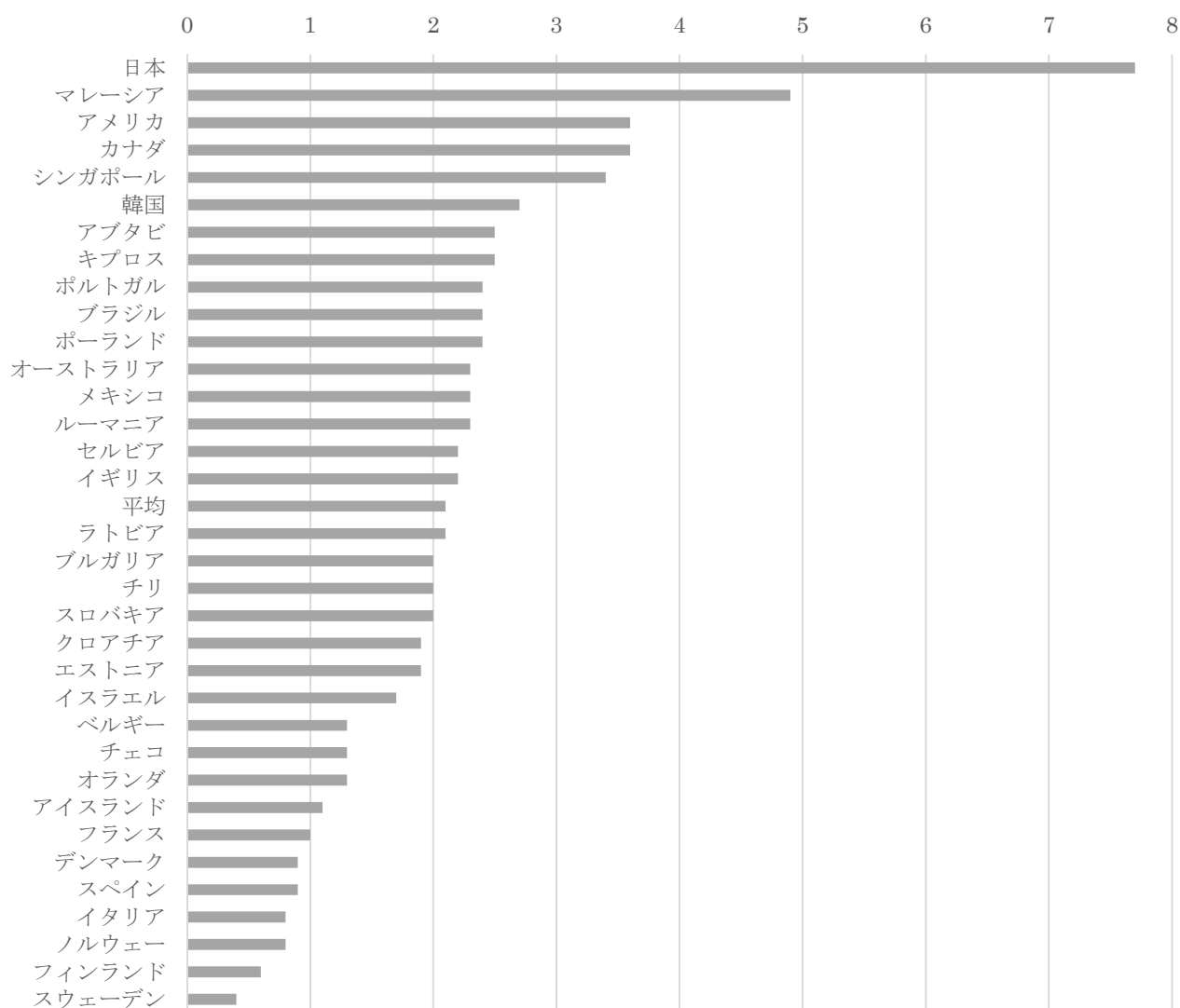
から下着姿になるのは当然だ」という奇妙な三段論法を唱え、女子生徒は拒むことができず、命令に応じるしかなかった。また、部活以外の時間も支配され、男女交際を禁止し、交際が見つければ試合のメンバーから外すなど生徒を自分の思い通りにコントロールしていた。生徒にとって教師は絶対的な存在であり、教師から命令されたことに抗うことは不可能である。池谷氏によれば、体罰もセクハラも教師の歪んだ思いから生じるという。しかし、教育現場には隠蔽体質がある。被害女子生徒は大学に入ってから冷静になり、母親に被害を受けたことを報告し、教育委員会に訴えたが、「何年も前のことを」「在学中に言ってくれば」と言われ、誠意ある対応は見られなかったという。最後は訴訟を起こすことができ、教師は懲戒処分になったが、「全国大会まで生徒を導いてくれる先生に向かってなんてことをするのだ」と現実を知らない生徒の保護者から責められることも少なくなかったという。

生徒たちは被害を訴えにくい現状である。スクールセクハラは「魂の殺人」と言われるほど、子どもの深い心に傷を負わせる。拒食症や過食症、また大人になってもその記憶に悩まされる人も多い。悲惨な被害を未然に防ぐ環境の実現が目指されるべきであり、子どもの中にある力を伸ばす部活動の場でそのような事件が起こってはいけない。

3-1-2 長時間労働の強制

中学生の多くが部活動に所属し、放課後に顧問とともに活動をしているが、教員はあくまでも「自主的に指導している」という建前となっている。それは、部活動というものが、教育課程外の活動として位置づけられてしまっているからとも言える。つまり教員は正規の労働ではなく、ボランティアとして活動を行なっているのである。しかし、現場レベルでは、「当然、教員は部活動の顧問をして当たり前だ」という認識がされ、ほぼ強制的に部活動の顧問を押し付けられているのが現状である。以下のグラフは 2013 年度に OECD が行なった「国際教員指導環境調査」における、一週間あたりに教員が学校の課外活動に費やす時間を国ごとにあらわしたものである。

図 3-4 教員が学校の課外活動に費やす時間数（一週間あたり）（単位：時間）



出所：国立教育政策研究所 HP

このグラフを見ると、世界平均が 2.1 時間であるのに対して、日本は 7.7 時間となっており、明らかに他の国と比較して課外活動における教員の勤務時間が長いことがわかる。このように考えると、一週間あたり 40 時間という教員の理想的な労働環境とは程遠い。教員が部活動の顧問になることで、生徒と真剣に向き合う時間を確保できず、また、部活動に時間を取られてしまい、教材研究や他の事務作業が間に合わないということもある。

教員は「教育者」である前に、「労働者」である。部活動の負担が改善されることで、教員は健全な「教育者」として生徒に向き合うことができる。

3-1-3 家庭崩壊・部活離婚

部活の顧問が忙しいために、家族との時間を取ることができず、家庭崩壊を起こす危険

性がある。平日も休日も部活動となれば、その教師は家庭にいないも同然であり、残された方の親は、「部活シングルマザー（ファーマザー）」に、夫婦どちらも教員で部活動の顧問をやっているならば、離婚をしていなくても「部活孤児」が出てきてしまう。また、それが深刻化してきてしまうと、「部活離婚」もあり得る。教師もまた一人の人間であり、プライベートや家庭での時間をもっと尊重されるべきである。

中には、部活動の長時間労働の影響によって過労死してしまうケースもある。特に教育現場に慣れていない新米教師が運動部活動の顧問に選ばれることが多く、上司の命令を断ることができずに顧問となり、精神疾患を起こして過労死してしまう。この問題は「ブラック部活問題」として取り上げられ、その解決に立ち上がった「部活動問題対策プロジェクト」では、「部活の顧問をする・しないの選択権をください」といった署名活動が展開された。署名は3か月で2万3000人以上集まり、文部科学省に提出された。

劣悪な労働環境のもとで、多くの教師が学校だけではなく、それぞれの家庭にまで問題が及んでいる。この環境を変えるためには、部活動の休養日の設定や外部指導員の配置を検討する必要がある。

3-1-4 教員の指導適性

部活動の顧問は必ずしも経験者が置かれるとは限らない。高校時代に文化部に所属していた教員が運動部の顧問になったり、逆に、高校時代に運動部に所属していた教員が文化部の顧問になったりすることは決して珍しいことではない。2014年度に日本体育協会が行なった、「学校運動部活動指導者の実態に関する調査報告書」によると、担当教科が保健体育ではなくて、現在、担当している部活動の競技経験がないと回答した教員は、中学校で45.9%、高校で40.9%も存在する。さらにこれらの教員のうち中学校で39.5%、高校で38.3%が、部活指導で自らの専門的指導力の不足を課題として挙げている。教師自らが専門書などで指導方法を学びながら指導力を高めることが必要であるが、競技の経験がないため限界がある。まったく経験のない競技を指導することは、生徒の信頼を得るのが難しく、事故防止の方法もわからないことが多い。教員は、教科指導の専門家としてはトレーニングを受け、採用試験も突破しているが、部活動については専門性がなくても、当たり前のように顧問の仕事が割り当てられる。それを拒もうものなら、上司から「教師失格」のレッテルを貼られてしまう。これからの部活動には、教員の指導適性が考慮されるような学校の制度の変革が必要となる。

3-2 生徒の抱える問題

運動部活動が与える、生徒の抱える問題について、「いじめ」、「競技に対する姿勢」、「入部の強制」、「部活動の選択」の4点について述べていきたい。

3-2-1 いじめ

「中 1 ギャップ」という言葉があるように、いじめは中学校 1~2 年生に最も多くなると言われ、その原因の一つに部活動が大きく関わっていると言える。「学級」と言われる閉鎖空間に加えて、中学校に入るとさらに「部活動」というまた別の閉鎖空間が生まれる。特に部活動では横の関係だけではなく、先輩と後輩といったように複雑な人間関係が構築される。勝ち負けがはっきりと出るような部活動においては、運動能力の低い子どもや、試合や本番で失敗した子どもがいじめの対象になりやすい。2015 年に、名古屋市内にある中学校の卓球部の男子部員がいじめが苦で自殺をする事件が起きた。男子部員は上級生に「弱いのに、よくそこに立っているな」などと言われたり、弁当を勝手に食べられたり、ひどいいじめを受けていたという。これは勝利至上主義や競技・趣味志向の違いなどがもたらした悪の要因である。生徒同士がお互いに競い合い高め合うライバルのような関係になればいいが、悪い方向に向かうと嫉妬が生まれ、嫉妬からのいじめが起きる。また、部活動は隠蔽圧力も発生しやすい。いじめや暴力が発覚すると、廃部や大会への出場停止、対外試合の禁止などの処分がくだされる。これを避けるために、部活動に熱心な保護者や教員が一緒になって事件をなかったことにするといった事例も後を絶たない。

3-2-2 競技に対する姿勢

運動部活動に所属している生徒の中には、競技力を上げて試合や大会などで活躍したいと考えている競技志向の生徒と、友達とのおしゃべりや、とりあえず何か部活に入ってスポーツをしてみようと考えている趣味志向の生徒とが混在している。それは、育ってきた環境も大きく関係しており、小学生の頃から日々運動に親しんできた子どもとそうではない子どもとの二極化現象が進んでいる。ただ、実際のところは、どの子どもも中学校の部活動へのあこがれはもっている。運動能力の高い生徒はチームスポーツが多くある球技系の部活動に入部する傾向にあり、チームスポーツの部活動に入部することに不安を感じている生徒は陸上部などの個人競技系部活動や文化部活動に入部する傾向にある。あまり運動能力の高くない子どもがチームスポーツの部活動に入部してしまうと、「頑張っても大会に出られない」「けれど、部活の友達との関係は切りたくない」といったように、競技力を向上するためではなく、友人関係のために部活動に所属している子どもが発生してしまう。

生徒のスポーツの楽しみ方の多様化に対応した部活動の展開が、運動部活動の顧問には求められる。また、勝利至上主義にとらわれず、スポーツの様々な楽しみ方を認め、全ての子どもたちがスポーツを楽しむことができるための環境及び条件整備を図る必要がある。

3-2-3 入部の強制

学習指導要領では部活動について、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動」と書かれているため、部活動に参加しない自由は保障されなければならない。どの部活動に所属するかも、部活動に入るか入らないかも生徒が自主的に決めることが出来る。しかし、実際には学校の中で部活動への加入を義務付けている事例も多くある。以下の表は、

2008 年に中澤氏が行なった調査より、中学生の部活動の加入を義務付けているかいないかについて都道府県別にまとめたものである。

表 3-2 中学生に部活動の加入を義務付けている都道府県

	義務付けている		義務付けていない		合計
全体	284 校	38.4%	456 校	61.6%	740 校
岩手県	114 校	99.1%	1 校	0.9%	115 校
東京都	16 校	8.9%	163 校	91.1%	179 校
新潟県	40 校	36.0%	71 校	64.0%	111 校
静岡県	60 校	54.1%	51 校	45.9%	111 校
奈良県	8 校	21.6%	29 校	78.4%	37 校
山口県	24 校	40.0%	36 校	60.0%	60 校
香川県	16 校	50.0%	16 校	50.0%	32 校
鹿児島県	6 校	6.3%	89 校	93.7%	95 校

出所：中澤（2008：7）

この表を見ると、岩手県では部活動の参加を生徒に義務付けている学校が 99.1%を占めている。岩手県ほどではないにしても、静岡県では 54.1%、香川県では 50.0%で半数を超えている。東京都は 8.9%とかなり少ないものの、ここで問題なのは自主的なものが強制されている点であるから、そうした学校があること自体に疑問符がつく。この部活動強制加入システムは学習指導要領違反であり、法的拘束力を持つ学習指導要領に反するということは法律違反であることを意味している。一刻も早く、学習指導要領における部活動の位置づけを定めるべきである。

3-2-4 部活動の選択

部活動はどんな生徒にでも、スポーツの場を提供することができ、自由に入りたい部活動に入部することができるかとされているが、実際には貧困によって自由に部活動を選択できない生徒がいる現状である。また近年、少子化による学校規模の縮小や生徒数の減少によって、部活動が休部や廃部に追い込まれるケースが目立ち深刻な問題となっている。顧問の高齢化や顧問不足により、運動部活動の数が減少し、生徒たちが選択できるスポーツ種目が限定されたり、部員不足によりチームが編成できず大会に参加できないなど、部活の存続に関わる危機的な状況が広がっている。

貧困の家庭の子どもは、ユニフォームやジャージなど一式揃えるだけで 5 万円ぐらいかかり、また、試合のたびに大会費や送迎費がかかってしまうため、運動部活動に入ること

ができず、しかたなくお金のかからない文化部を選択する。また、小規模校では部活動の数を少なくして、生徒が選択できる部活動を制限するため、生徒がやりたいスポーツを選択することができない。

今の子どもは学校という教育現場で格差社会を経験している。運動部活動は誰もが参加できるものであって、生徒に不平等を感じさせるものであってはならない。複数校での活動や、地域社会との密接な連携によって運動部活動の選択の幅を広げてあげることがこの先重要である。

3-3 保護者の抱える問題

運動部活動が与える、保護者の問題について、「支援の強制」、「家庭の時間の剥奪」、「部活動にかかる費用」の3点について述べていきたい。

3-3-1 支援の強制

顧問不足などの理由から、学校が単独で、自主的・自律的に運動部活動を成立させることは容易ではない。そのため学校は運動部活動を成立させるために保護者に期待している。運営面の役割は教師が担当せざるを得ないが、その教師を手助けしてもらうため、あるいは指導面の役割を担当してもらうために保護者を活用しようというわけである。こうした事情から、運動部活動が成立するかどうかは、保護者の関わり方に大きく影響されている。保護者は様々な面で部活動への支援を行なっている。大会への送迎や、お弁当づくり、差し入れなど、保護者同士がかわるがわる行なっている場合もある。自分の子どもが部活動でお世話になっている以上、そのような支援はほぼ強制的に行なわれる。子どもたちが自主的・自発的に取り組んでいる部活動の裏で、保護者は強制的な支援に苦しんでいる。強豪校に自分の子どもが入部する際には、保護者は部外活動などの支援について覚悟をしなければならない。保護者が部活動に協力することは非常に大事なことはあるが、それをストレスに感じてしまうような部活動の運営は見直さなければならない。

3-3-2 家庭の時間の剥奪

毎日の朝練習、平日は夜遅くまで、家に帰ってきても疲れて寝てしまう、土日は大会や遠征という生活をしていれば、子どもと保護者の家庭での時間はまったくと言っていいほどなくなる。加えて、中学校に上がって思春期が始まり、反抗期を迎えると、子どもと家庭で会話することも少なくなる。唯一、テスト前の一週間、部活の休みがもらえたとしても、テスト勉強のために家族に時間を費やすことができない。保護者は、子どもが学校でどのような生活を送っているのかわからないため、不安や心配を抱えてしまう。また、保護者が積極的に部活動の運営に関わろうとすると、かえって反抗期を迎えた子どもは親への憎しみが強くなってしまう。

多くの運動部活動で朝練習を取り入れている。そのため、会社員よりも朝は早く、放課

後も部活で帰りは遅いという子どもが発生する。教師による積極的な部活動の運営が保護者と子どもとの時間を剥奪しているのである。保護者からすれば、子どもが自分で決めて入部した部活動で充実した学校生活を送ってもらいたいと思うと同時に、部活動によって家族との時間が剥奪されている現状である。

3-3-3 部活動にかかる費用

部活動は教科外活動であるにも関わらず、多額な費用がかかる。ユニフォームや道具など、部で管理しているところがあれば、個人で購入しなければならない部活も存在する。また、学連の登録費や遠征費、部活動ごとの部費や揃いの T シャツ、トレーナーなど、支払わなければならない費用が多くある。部活動によってかかる費用は大きく異なるが、子どもが部活動に入ると年間で 10 万円の費用を超えることも珍しくはない。また合宿の施設を貸し切るということになったら、それだけで何万円という費用がかかってしまう。

以下の表は、2014 年度に文部科学省が行なった「子供の学習費調査」をまとめたものである。

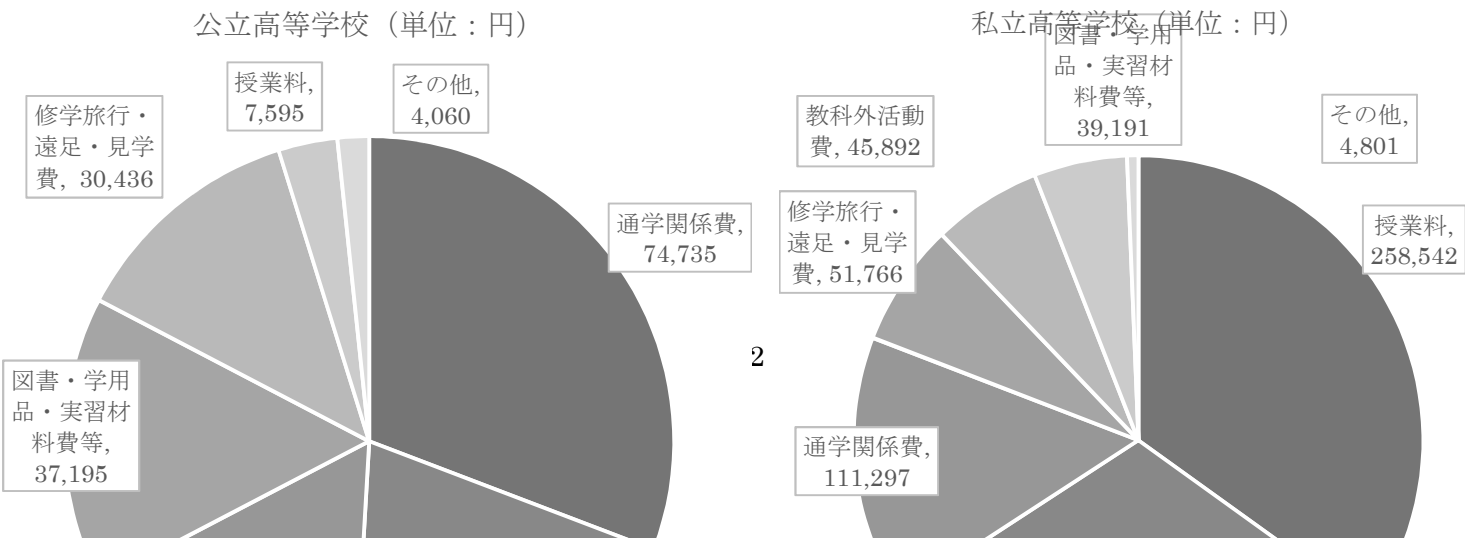
表 3-3 学校種別の学習費総額（単位：円）

区分	中学校		高等学校	
	公立	私立	公立	私立
学習費総額	481,841	1,338,623	409,979	995,295
学校教育費	128,964	1,022,397	242,692	740,144
学校給食費	38,422	4,154	・・・	・・・
学校外活動費	314,455	312,072	167,287	255,151

出所：文部科学省 HP より筆者作成

さらに以下の図は、高等学校における学校教育費の内訳である。

図 3-5 高等学校における学校教育費の内訳



公立高等学校

242,692

私立高等学校

740,144

出所：文部科学省 HP

部活動が含まれる「学校外活動費」は公立高校で 39,840 円、私立高校で 45,892 円という結果になっている。運動部と文化部、部活動に所属していない生徒もいるため、平均は低く見えるが、それでもこれだけの費用を保護者は負担しているということになる。

スポーツを続けるのにも多くの費用を必要とする時代になり、中には費用をめぐる問題で家庭崩壊を起こしてしまう場合や、黙って部活を辞めていく生徒も多くいる。これからの部活動はできるだけ保護者の負担にならない運営方法や、ボランティアの積極的な介入が必要となる。

第 4 章 これからの運動部活動の在り方

4-1 教育現場から見る運動部活動

教育現場の視点から、運動部活動の在り方について、「運動部活動の存在意義」と「適切な指導体制の確立」の 2 点について述べていきたい。

4-1-1 運動部活動の存在意義

「学校に部活があるから」、あるいは「部活で友人とのたわいないおしゃべりが楽しいから学校に行く」という生徒も現実にいる。競技志向の運動部活動だけではなく、居場所としての運動部活動の意義も決して小さくない。加えて、生徒が望めば学校という場で日

常的にスポーツ活動が行なえ、そこに行けば仲間がいるという、いわばスポーツ権が誰にでも保証されているという意味でも運動部活動の意義は小さくない。また、これまでも、そしてこれからも、人々がスポーツリテラシーやスポーツ教養を身につけ、生涯にわたって豊かなスポーツライフを送る上での基礎を養う場としての運動部活動の意義は大きい。

少子化が進展し、生徒のニーズの多様化によって、複数校による合同部活動や複数種目を行なう総合部活動の実践が行なわれるようになった。また、教員の負担軽減を目的に土日の活動の企業委託も見られるようになった。これから顕著になる急激な高齢者人口の増加と生産人口の減少・少子化は、学校のみならず地域に大きな変革が迫られると考えられる。これからの運動部活動が学校はスポーツを通して地域とどのように連携・融合できるかを基軸に、例えば、時に大学における運動部活動やサークル・同好会の関係を参照するなどしながら、高体連や中体連の組織変革をも含めて、大胆で革新的な運動部活動の在り方の提案や実践が行なわれる必要がある。

300万人の中・高校生が関与する運動部活動の存在意義を考えれば、保健体育の教員免許をもった正規の部活専任教員の各校への配置が何よりも求められる。この部活専任教員は、運動部活動をコーディネートする中核として、学校管理職、顧問教員、外部指導者、地域スポーツクラブ指導者との連携をとりながら、クラブマネジメントの方法、スキルの指導法、生徒とのスポーツ指導における相互作用の在り方等を各部の顧問教員や外部指導員に指導やアドバイス、助言を行なうことを任務とするものである。仮にこの教員を「運動部活動コーディネーター」と呼ぶとすれば、週末や休日は学校を離れて、地域で地域スポーツクラブの中核として、例えば「地域スポーツクラブコーディネーター」の呼称のもとに学校の関係者と連携を取りながら、職務の一つとして地域のスポーツ指導者に様々な指導やアドバイス、助言を行なうことを任務とするのがよいと考えられる。つまり、学校と地域のスポーツを「コーディネーター」という同じ人でつなぐ構想である。

4-1-2 適切な指導体制の確立

教員の共通の課題として、部活動指導があるため、活動終了後に業務を行なわなければならない、時間外の勤務が強制化されている現状がある。そのため、適切な指導体制の確立が図らなければならない。改善点として、①部活動指導者を複数配置し、過重負担を軽減する（複数顧問制）、②活動時間や休養日を設定する、③外部指導者を取り入れる、などが挙げられる。各学校の環境や実態に合わせて、ふさわしい指導体制の確立が求められる。

運動部活動での効果的・計画的な指導のためには、顧問の教員だけに運営・指導を任せるのではなく、学校組織全体で運動部活動の目標・指導の在り方を考える必要がある。校長のリーダーシップのもと、教員の負担軽減の観点にも配慮しつつ、学校組織全体で方針を検討しつつ、必要な場合には校長が適切な指示をしたり、顧問の教員等との間で意見交換、

指導の内容や方法の研究、情報共有を図らなければならない。この取り組みの中で、体罰等が許されないことの意識の徹底を図ることも大切である。生徒の健康管理、安全確保、栄養管理などに取り組む場合には、保健体育科の教諭、養護教諭、栄養教諭等の専門的知見を有する関係者の協力が不可欠である。

学校組織全体で運動部活動を運営することで、事故防止・安全確保の徹底を図ることができる。その際、指導者は、生徒はまだ自分の限界、心身への影響などについて十分な知識や技能をもっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達の段階、体力、習得状況などを把握し、無理のない練習となるよう留意しなければならない。しかし、顧問の教員一人だけでは生徒一人ひとりの状態を観察することはできない。いかに学校組織全体で生徒の状況を把握できるかが重要である。

4-2 教育行政から見る運動部活動

教育行政の視点から、運動部活動の在り方について、「部活動の制度的位置づけ」、「活動時間・休養日の設定」、「指導力向上のための研修・研究」、「部活動指導手当の充実」の4点について述べていきたい。

4-2-1 部活動の制度的位置づけ

部活動には、現行の学習指導要領が評価している「自主的・自発的な参加」という特徴があるからこそ、部活動の意義や社会的役割が認められるのであって、教育課程内に位置づけると、曖昧な位置づけという課題が解決する以上に、今の長所が失われてしまいかねない。2014年度に友添氏が行なった「中学校教員調査」において、「部活動改革の取り組み」と「部活動改革の取り組みに賛成の割合」について以下の表とグラフであらわしてみる。

表 4-1 部活動改革の取り組み

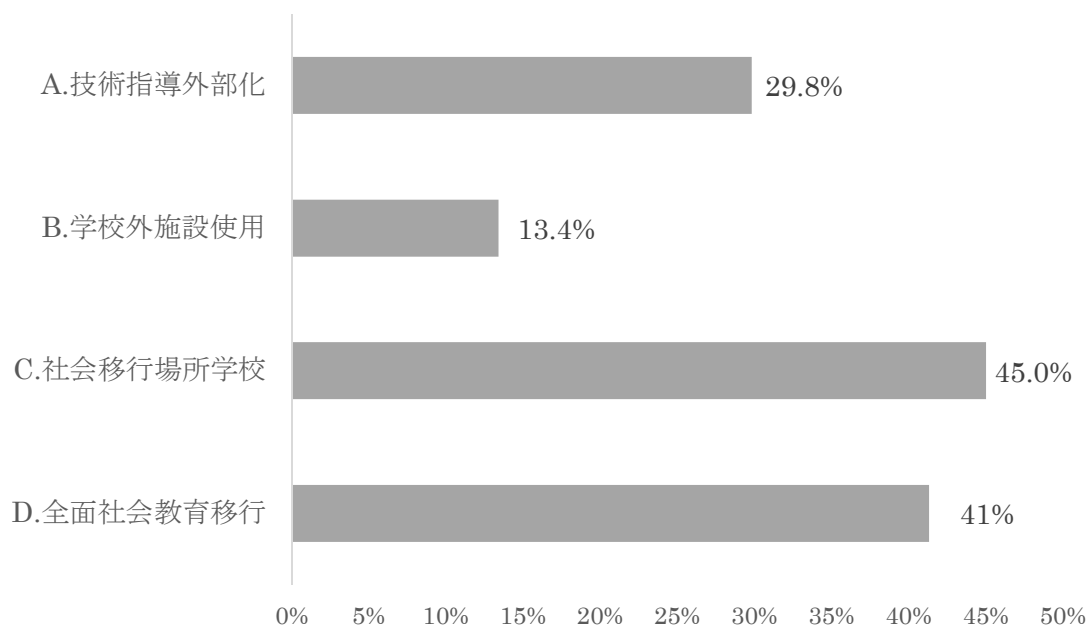
A. 技術指導外部化	部活動は学校教育活動の一環に位置づけるが、技術指導は全て外部指導員に任せる。
B. 学校外施設使用	部活動は学校教育の一環に位置づけるが、練習や活動場所は、全て学校外の施設を使用する。
C. 社会移行場所学校	部活動は学校教育活動から切り離して、社会教育・社会体育に移行するが、活動場所として学校の施設・設備を提供する。

D. 全面社会教育移行

部活動は学校教育活動から切り離して、総合型地域スポーツクラブや民間団体などの社会教育・社会体育に全面移行する。

出所：友添（2016：29）

図 4-1 部活動改革の取り組みに賛成の割合



出所：友添（2016：29）

この表とグラフを見ると、「C. 社会移行場所学校」の 45%で賛成の割合が最も高かった。その一方で、4 項目ともに反対という教員も 41.9%にも上った。この結果は、部活動が中高生にスポーツ・芸術活動を享受する機会を提供しているだけでなく、様々な意義や社会的役割もあり、その責任の一端を学校教育が担うのが望ましいと多くの教員が認識していることをあらわしている。

中高生と教員、保護者、地域社会の住民の間で合意ができれば、それぞれの学校と地域社会や都道府県・区市町村の特徴に合った部活動の在り方を作ることができる。それぞれの学校と地域社会や都道府県・区市町村ごとに取り組みうるやり方を、できるだけ幅広く認めていくゆとりのある制度設計が期待される。

4-2-2 活動時間・休養日の設定

文部科学省が 1997 年に提示した「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」で示した指針は、

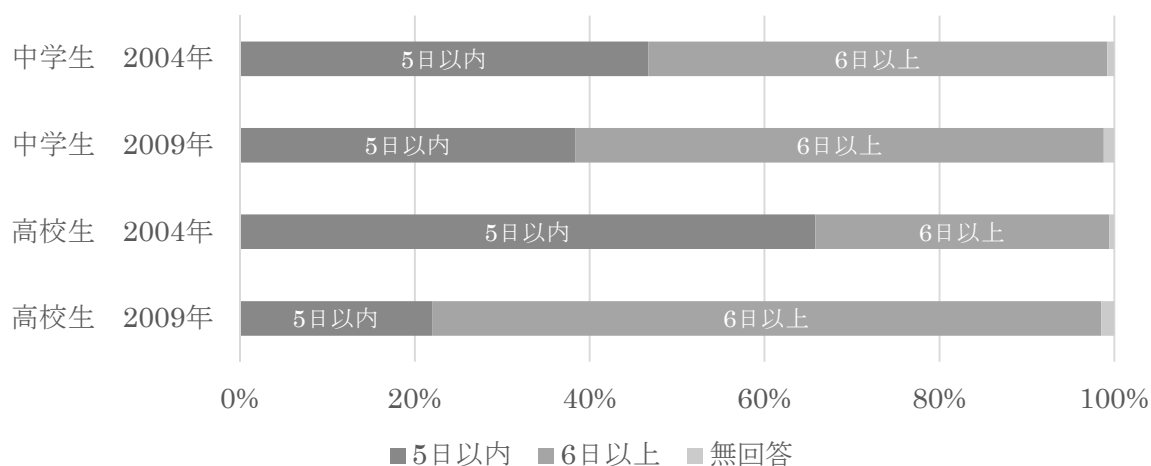
- | | |
|---------------|----------------|
| ・中学校は週に 2 日以上 | ・高等学校は週に 1 日以上 |
|---------------|----------------|

・長期休業中はまとまった休養日を ・平日は 2~3 時間まで、土日は 3~4 時間まで

とされており、報告書では、「これまでの運動部活動では、活動日数等が多ければ多いほど積極的に部活動が行なわれているとの考えも一部に見られた」ことが反省され、「スポーツ障害やバーンアウトの予防の観点、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保の観点などを踏まえると、行き過ぎた活動は望ましくなく、適切な休養日等が確保される」べきと主張されている。

以下の図は、ベネッセが 2004 年と 2009 年に行なった「子ども生活実態基本調査」をもとに、「中高における一週間あたりの部活動日数」をあらわしたものである。

図 4-2 中高における一週間あたりの部活動日数



出所：ベネッセ教育総合研究所 HP

上記の指針である、「2 日以上の休養日」を一つの基準として全国調査を見てみると、図に示したとおり、一週間あたり 6 日以上活動が行なわれており、さらにその割合が 2004 年と比較して 2009 年でいっそう大きくなっているのがわかる。文部科学省の指針に逆行する形で日数が増加している。

「ゆとり部活動」を実践する現役中学校教員の藤野氏は、指導するソフトテニス部で「火曜日完全オフ＋土日はほぼ活動しない」という形で週に 3 日の休養日を設けている。それでも県大会上位まで勝ち進んでいるという。休養日を設けることが勝利につながる保証はないが、藤野氏の取り組みから学べることで、毎日休みなく練習し続ける以外にも、運動部活動の実践方法がありうるということである。

4-2-3 指導力向上のための研修・研究

指導者は、効果的な指導に向けて、自分自身のこれまでの実践、経験に頼るだけではなく、指導の内容や方法に関して、大学や研究機関等での科学的な研究により理論づけられたもの、研究の結果や数値等で科学的根拠が得られたもの、新たに開発されたものなど、スポーツ医・科学の研究の成果を積極的に習得し、指導において活用することが重要である。そのため、顧問の教員は、学校の教育課程での担当教科等や生徒指導上での指導の内容や方法の研究と同様に、運動部活動での指導方法等についても積極的な実践研究が望まれる。しかし、そのような機会が確保することができていない現状である。国や地方公共団体、大学等が研究成果等を継続的に学ぶことができる機会を提供する必要がある。

教員養成大学を中心に教師になるための知識・技能の習得が重要である。そのため、教師にとって重要な業務の一つである部活動指導を教職免許取得の科目として設置する必要がある。部活動指導に携わる可能性のある学生に対して、事前に安全指導やスポーツ指導の基本についての知識・技能を身につけさせることは、部活動の顧問の教師としての力量だけでなく、教師力向上にも有効に作用すると考えられる。実際に愛媛大学では、2013年度から共通教育の発展科目に「スポーツと教育」という科目を設置して、教員免許の取得を希望する全学生に対して、「スポーツ指導の基礎・基本」「スポーツイベントの企画・運営」といった内容の講義を展開している。この授業のねらいは、「学校における体育的行事や運動部活動などの指導場面で求められる健康や安全に関する知識や指導法について学習し、実践的指導力を身につける」ことである。このように、各大学において科目設置がなされることによって、部活動の現状や課題について学習することができる。

4-2-3-1 しずおか型部活動推進事業の取り組み

静岡県では2009年度から2011年度の3年間、「しずおか型部活動検討委員会」を設置し、部活動にかかる諸課題や望ましい部活動の在り方、効果的に部活動指導を実施する上での条件整備等について協議し、「しずおか型部活動推進事業」を実施した。静岡県では、運動部活動指導の充実を図るため、地域のスポーツ指導者などの積極的な活用を図るとともに、運動部活動指導者の資質向上を推進している。

主な事業内容は外部指導者派遣による部活動の充実と運動部活動顧問の指導力向上のための研修などから成っており、静岡県中学校・高等学校体育連盟と連携し、中学・高校指導者養成事業、トップアスリート派遣事業および優秀指導者養成を実施し、指導者養成を行なっている。以下の表は「しずおか型部活動推進事業」についてまとめたものである。

表 4-2 しずおか型部活動推進事業

区分	内容	事業内容
外部指導者	「スポーツエキスパート」	専門的指導者の不在や、部員数等により指導困難な

派遣	派遣事業	運動部活動に、学校長が推薦する外部指導者を派遣する。
	「文化の匠」派遣事業	活躍が期待できる文化部活動もしくは特色ある文化部活動に対し、外部指導者を派遣する。
	大学生等による部活動支援ボランティア事業	県下 14 大学と連携し、大学生が中学校、高校でボランティアとして部活動指導にあたる。
学校教育活動支援員配置事業		1 部活動当たりの顧問の人数が少ない学校に対して、非常勤職員を配置する。
部活動指導者研修 (年 1 回)	外部指導者研修	外部指導者を対象に、生徒の発達等特性を考慮した指導の在り方やスポーツ傷害・外傷の予防等に関する研修会を開催する。
	中・高連携による運動部活動顧問研修	中学校と高校が連携して、運動部活動指導等の経験が浅い教員を対象に、高校の指導者等による一貫指導を踏まえた指導研修を行ない、運動部活動指導の資質向上を図る。
	大学生等による部活動支援ボランティア事前講習会	大学生ボランティアに対し、学校への活動支援前に、部活動の意義・指導方法等について講習する。
	大学生等による部活動支援ボランティア連絡協議会	大学生派遣に係る条件整備・派遣に関する諸問題、広報・募集の方法等について協議する。
運動部活動指導の工夫改善支援事業		外部指導者の円滑な派遣のための指導体制の構築及び効果的な指導方法について実践研究を行なう。

出所：静岡県教育委員会スポーツ振興課（2015：4）

このように、静岡県では部活動指導力向上のための研修が充実されており、運動部活動の活性化が図られている。また、部活動の顧問の教員や外部指導者だけではなく、希望する学生ボランティアに対しても支援を行なっており、大きく活躍している。部活動指導における、効果的な指導の内容や方法を習得する機会を確保することは難しい現状であるが、静岡県が行なっているような取り組みが全国で行なわれれば、教員自らがこのような機会を確保することができる。

4-2-4 部活動指導手当の充実

教員による部活動の指導に当たる手当はほぼ無いと言っていい。手当の充実が図られれば、生徒の日頃の練習の成果の発表の場となる大会等の運営に顧問の教員が安心して取り組むことができる。現在、公立学校で教員が職務として部活動の指導に当たった場合、下記の手当が支給される。

①部活動指導手当

一般的に、土・日曜日等（勤務を要しない日）に 4 時間程度、部活動指導業務に従事した場合に支給される。国の義務教育費国庫負担金上は日額 2400 円（4 時間程度業務に従事）で算定されている。

② 対外運動競技等引率指導手当

一般的に対外運動競技等において児童または生徒を引率して行う指導業務で、宿泊を伴うもの、または土・日曜日等に行うもの（8 時間程度業務に従事）について支給される。国の義務教育費国庫負担金上は日額 3400 円（8 時間程度業務に従事）で算定されている。

このように、時給に換算しても数百円であり、手当がほとんど無いことがわかる。顧問の教員について、努力に応じた処遇がなされるよう、関係手当の一層の充実が必要である。

部活動指導の手当についての現状を打開すべく、文部科学省は 2017 年度から公立学校の教員に支給される休日の部活動手当を 2 割増額する方針を打ち出した。しかし、部活動の指導に積極的なやりがいを感じている教員にとっては、手当増額の方針は朗報であるが、強制的にやらされていると感じる教員にとっては、強制的であること、休日がなくなってしまうことこそが問題である。

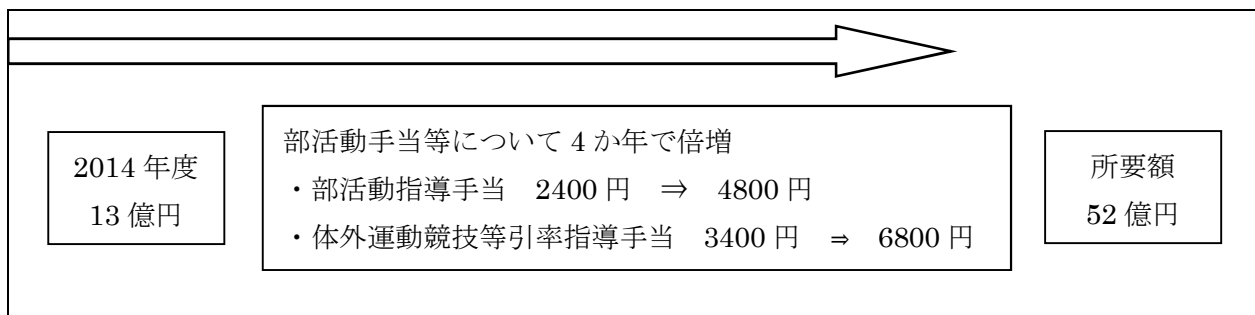
文部科学省は 2016 年 6 月に全国教育委員会に向けて、部活動に対し、部活動において休養日の設定を通知しており、添付された資料の中の「学校現場における業務の適正化に向けて」では、「教員の中には休養日もなく部活動指導を行なっている実態もあり、大きな負担を強いることで部活動が成り立っている状況は正常ではなく、適正化を図る必要がある。」と述べられている。つまり、休日にまで部活動指導に時間を費やしている現状が「正常ではなく」、まず肥大化した部活動指導を縮小化させることが重要であるとしている。

同資料において、休日の練習時間については、「休業土曜日や日曜日に実施する場合でも 3~4 時間以内で練習を終えることを目処とする。長期休業日の練習についても、これに準ずる。」と書かれており、ここでは「3~4 時間以内で練習を終えること」が目指されている。これは、休日 4 時間以上の手当を増額させる以前の問題であり、そこを徹底すれば、そもそも手当を増額する必要もない。休日の手当増額は、むしろ 4 時間以上の部活動指導を積極的に推奨するかのように捉えることもできる。

文部科学省は、2013 年度の時点では、2014~2017 年度までの 4 年で休日の手当を 4800 円にすると計画していた。その実現性はともかくも、今後さらに部活動の増額はあり得る。以下の図は、文部科学省が提示した「部活動指導手当等の増額」を表したものである。

図 4-2 部活動指導手当等の増額

2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
---------	---------	---------	---------	---------



出所：文部科学省 HP

この図を見ると、4 倍もの予算が増額されることがわかる。今後もこのように部活動指導に予算が増額する可能性はあるが、教員の負担軽減を考え、外部指導者の導入や部活動の縮小化などの方法を考える必要がある。外部指導者の導入は指導者の質の確保が重要な課題であるが、部活動の縮小化については予算が不要であるメリットがある。手当増額という善意がかえって部活動問題の解決を困難にってしまうかもしれない。大局的な観点からの制度設計が求められる。

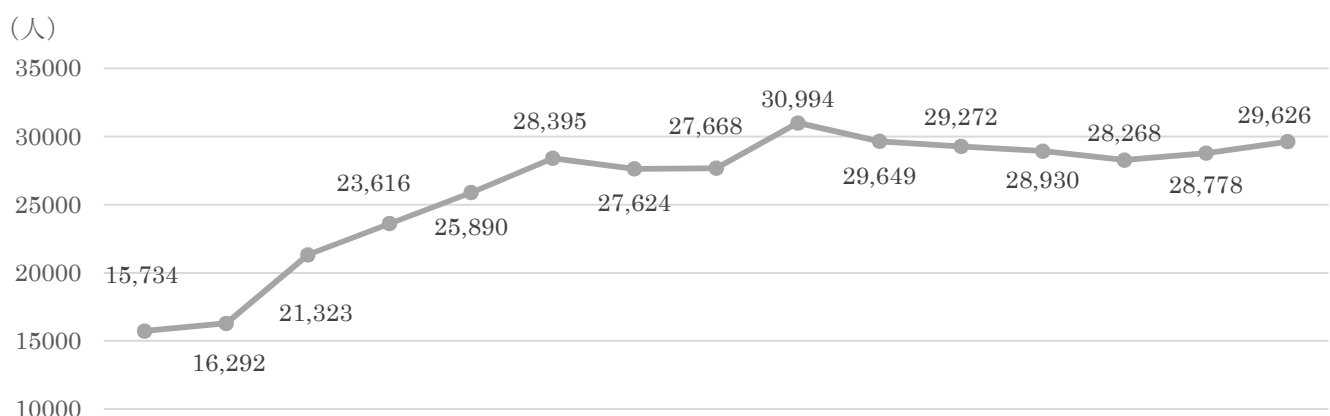
4-3 民間・地域から見る運動部活動

民間・地域の視点から、運動部活動の在り方について、「外部指導者との連携」、「勝利至上主義からの脱却」、「総合型地域スポーツクラブ」、「生涯スポーツ社会に向けて」の 4 点について述べていきたい。

4-3-1 外部指導者との連携

運動部活動が競争と教育の論理の狭間で揺れる間に、運動部活動そのものを地域に移譲すべきとの外部化の議論が 1990 年代から起こってくる。以下のグラフは、「外部指導者数の変遷」をあらわしたものである。

図 4-3 外部指導者数の変遷（2001~2015 年度）



このグラフを見てみると、2001 年度は 15,734 人であった外部指導者は、2009 年度には 30,994 人と約 2 倍になり、その後も同程度の水準で推移している。背景には、一方で余暇時間の増大とスポーツの大衆化が浸透した結果、生涯スポーツ社会が到来したという社会的な変化があり、他方で運動部活動が教科外活動であるという運動部活動自体の位置づけ方の問題がある。さらに教科指導に加えて生活指導や多様化・複雑化する生徒への対応に追われて多忙化する教員は、運動部活動の実質的な指導を地域の外部指導者に委ねることが多くなった現実が、この議論にいつその拍車をかけるようになった。運動部活動の外部化は次のように大きく 3 つの類型にわけられる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①地域スポーツクラブが学校運動部を吸収する完全地域移譲型②場所や指導者を共有する学校運動部と地域スポーツクラブが融合する融合型③現在よく見られる学校運動部に外部指導者を雇用・導入する学校運動部主導型 |
|---|

現実的には①の地域移譲型と②の融合型は実際にはうまく機能することができなかった。③の学校運動部主導型では、「スポーツリーダーバンク」の活用が注目されている。神戸市では 2010 年度に市教委の主導で運動部活動に特化したスポーツ指導者バンク（外部指導員バンク）が設立された。この情報システムは、地域指導者の効果的・効率的な活用を促すものであり、行政による人材のコーディネートあるいは地域の人材を部活動に活かす、学校と地域との連携・共創とみることもできる。

民間事業者部に部活動指導の支援を養成するケースも見られるようになっている。東京都杉並区和田中学校では、休日の運動部活動の練習を企業に委託し、保護者が費用を支払うというプロジェクトが実施された。これは、顧問が立ち会えず安全管理面で責任を負えない学校に代わり、各部の保護者会が企業と契約して練習に付き添うというもので、金額は保険料を含めて 1 人 1 回 500 円、家庭の負担などを考慮して月 2 回以内を限度とするものであった。さらに、このケースをモデルとして、2015 年からは大阪市でも民間事業者への外部委託が開始されている。これらの事例について考えると、地域の人材を外部指導者として活用する際には、主に行政が学校と地域の仲介役となって適切な指導者を供給していることがわかる。学校の外に存在するスポーツ指導のニーズを運動部活動の指導に活かす

試みは、開かれた運動部活動の一つの形であり、結果として地域あるいは地域スポーツの活性化にも一定の貢献をしている。

4-3-2 勝利至上主義からの脱却 ―和賀氏の取り組み―

スポーツ根性が歪んだ勝利至上主義を正当化する規範や理念とみなされ、しごきや暴力をともなった指導と、それに生徒が黙って耐える状況をもたらした。スポーツ根性は運動部活動において、目標達成や勝利のための具体的な方法を示さず、「根性があれば勝てる」という幻想によって生徒を苦しめ続けている。これらを解決していくためには、スポーツ根性論がもたらした幻想から解き放たれ、歪んだ勝利至上主義を正当化するスポーツ界の構造を変えていく必要がある。また、運動部活動の歴史における「競技の論理」と「教育の論理」との対立・葛藤を克服できるような新しい価値観、スポーツ観を示すことが求められる。

株式会社「ファンルーツ」の普及コーチを務めている、東京ヴェルディ所属の和賀崇氏は東京都内の小学生を対象にしたサッカーのクラブチームで「勝利至上主義からの脱却」を目指した活動を行なっている。和賀氏は強化や技術力向上を目指す選手の指導をする一方で、身体を動かす喜びを通してスポーツの楽しさを伝える場をつくり、子どもたちと一緒にサッカーを楽しむことを目標としている。和賀氏は、「まず目指すのは勝利ではなく、個のレベルアップである。勝利や優勝だけを目標にして、その目標を達成したらそこで終わり、というのはもったいない。好きで始めたスポーツならば、いつまでも好きであってほしい。そのように思わせる指導の在り方が必要である。」と話している。

勝利することはスポーツの楽しみの一つであるが、最も大切なのは勝つためのプロセスである。勝負には相手があり、お互いが勝利を目指しているものであるが、一方が勝てば一方は負ける。そのような中で、「勝たなければ意味がない」という考え方ではなく、「負けても得られるものがある」という考え方が必要である。勝利至上主義に偏った指導で体罰や暴力を行使する部活動の在り方は是正されなければならない。和賀氏が行なう、スポーツの楽しさを追求する指導を運動部活動という教育活動で取り入れていくことが、これからの運動部活動では重要である。

4-3-3 総合型地域スポーツクラブ

文部科学省では、1995年から2003年までの9年間、地域のコミュニティの役割を担うスポーツクラブづくりに向けた先導的なモデル事業として、地域住民の自主的な運営を目指す「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」を実施してきた。総合型地域スポーツクラブは生涯スポーツ社会の実現に向け、2001年から2010年度までの計画期間内に、全

国の各市区町村に少なくとも一つは総合型地域スポーツクラブを育成することを目標としている。

総合型地域スポーツクラブは、人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいう。総合型地域スポーツクラブは、2008年7月現在で、創設準備中のクラブを含めて、2,768クラブが1,046の市区町村において育成されている。「総合型」とは、3つの多様性を包含していることを指している。一つ目は種目の多様性、二つ目は世代や年齢の多様性、そして、三つ目は技術レベルの多様性である。総合型地域スポーツクラブは、こうした多様性を持ち、日常的に活動の拠点となる施設を中心に、会員である地域住民個々人のニーズに応じた活動が質の高い指導者のもとに行えるスポーツクラブである。

現在の運動部活動では補いきれない場合もある子どもたちのスポーツニーズに応えるとともに、完全学校週5日制に伴う子どもたちのスポーツ活動に対する場の提供という観点で、また、開かれた学校づくりの一環として学校体育施設の共同利用を一層促進するという観点で、総合型地域スポーツクラブは非常に役立つ。行政の担当者は、市区町村教育行政の中で、これまで必ずしも十分でなかった学校教育とスポーツ振興の担当の間での情報交換に努め、情報の共有を図ることが重要である。

4-3-3-1 NPO 法人愛知スポーツ倶楽部(名古屋市)

「NPO 法人愛知スポーツ倶楽部」は、かつて表示灯ホッケーチームであった男子ホッケーの名門チームである「名古屋フラーテルホッケーチーム」を運営するクラブが2005年に独立し、ホッケーを中心に多世代が参加できる事業を展開している総合型クラブである。この活動のねらいは、指導力資源を持つ特色ある総合型クラブを活用して、これまで触れ合う機会のなかった競技人口の少ないスポーツに、子どもたちが継続して指導を受けられる環境を県内各所に計画的に創出し、試合の機会を含めて子どもたちが継続的、発展的に取り組めるスポーツ交流ネットワークシステムを構築することである。ここでは、主にホッケーという日本ではマイナーなスポーツを取り扱い、普及に努めている。

「愛知県広域スポーツセンター」が「ジュニアスポーツ交流ネットワーク事業」という取

図 4-4 NPO 法人愛知スポーツ倶楽部



出所：文部科学省 HP

り組みを行ない、事業に連携する 5 つの総合型クラブにおいて立ち上げられたジュニアホッケースクールにチーム育成指導者を派遣して、子どもたちに新しいスポーツ環境として定期的、継続的にホッケーが楽しめる質の高いスポーツ環境を広げた。その結果、事業実施前は、53 人だった県内小学生ホッケープレーヤーを 100 人以上育てることに成功した。本事業の実施で、広域スポーツセンターが県内総合型クラブのネットワークの中核となることによって、事業連携が広がり、実践クラブの持つスポーツ資源を県内各地に配給することができた。そのことによって、愛知県においてはこれまで小学生たちにとって縁のなかったホッケーという競技に参加する環境を創出することができた。実践クラブにおいては、連携クラブに派遣する指導者の指導レベルの向上及び平準化のための努力がいつそう求められる。また、今後のクラブ発展支援の観点から外部資源を導入し事業を充実させていくためのクラブマネジメントを普及していく必要がある。

4-3-3-2 NPO 法人クラブテアトロ（横浜市）

「NPO 法人クラブテアトロ」は、横浜市を中心に、子どもは 2 歳児から大人まで、初心者から経験者までサッカーを中心に様々なスポーツ活動を展開している総合型地域スポーツクラブである。クラブの名称である「テアトロ」は、スペイン語で「劇場」という意味を持ち、サッカーを中心にして、行なう人・観る人・支える人・地域の方々が老若男女問わず一同に集い、感動や活気を共有できる「場所＝劇場」を創りたいという思いで取り組んでいるという。スポーツ教室は、「朝練スポーツ教室」、「フットボールフィットネス」、「社会人フットサルクリニック」、「おやじサッカー」、「親子サッカー教室」などがある。

NPO 法人テアトロはスポーツ振興くじ助成を受けて活動しており、スポーツ振興くじ助成を受けることにより、活動基盤の強化やクラブの円滑な運営に繋がっている。

また、地域貢献も行なっており、マラソンのボランティアやお祭りの会場設営を子どもたちやスタッフが手伝っている。このようにサッカーを通して、様々な世代が交流することができ、総合型地域スポーツクラブはスポーツ活動の参加を向上するために活躍しているといえる。

図 4-5 親子サッカー教室



出所：NPO 法人クラブテアトロ HP

4-3-3 友遊いずみクラブ（宇都宮市）

宇都宮市で地域の住民が力を合わせて、次世代を担う子どもたちを育てることや地域住民が一週間に一度は健康づくりに親しむことを目標に「友遊いずみクラブ」を立ち上げた。栃木県教育委員会も「スポーツ好きな子どもを育成するための地域と学校が連携した取り組み」の活動として協力している。「子どもスポーツスクール」の活動では、様々なスポーツを子どもたちに享受するために、10 か月間で約 180 回もの数を開催している。スポーツの種類は、バスケットボール・フットサル・テニス・

卓球・バレーボールなどほかにも多くのスポーツ活動を展開しており、毎日通わなくても、行きたい時に行けるため、気軽に活動に参加できるのが特徴である。指導者は、地域の人たちや宇都宮市内の大学生が担当しているため、地域との密接な関わりがある。このように多くの数のスポーツ活動の機会を提供し、子どもたちにスポーツを親しむ環境を提供し続けられることは高く評価できるものであり、地域の人々が生き生きと豊かに暮らしていくために、このような取り組みは大切である。

図 4-6 子どもスポーツスクール



出所：文部科学省 HP

4-3-4 生涯スポーツ社会に向けて

これまでの経済中心型の社会から成熟した市民社会への転換を図るため、従来からの行政主導型システムを見直す動きが活発になっている。このことはスポーツにおいても例外ではなく、学校、スポーツ団体、企業、行政に多くを依存してきたシステムを、住民一人ひとりがスポーツ文化をそれぞれの地域の中でどのように育て、日常生活の中に定着させていくかを支援するためのシステムに転換していくことが求められている。このことは、個々人においてみた場合、今後、増大することが予想される自由時間やゆとりを国民一人一人が主体的に活用し、文化としてのスポーツに理解を深め、それぞれのライフステージにおいて継続的にスポーツに親しむ主体性の確立が求められていると言える。

こうした意味で総合型地域スポーツクラブの育成は、地域におけるスポーツ行政、スポーツ団体などの在り方を含め、これからの地域スポーツの振興の仕組みの改革であると言える。このような背景の中で、文部科学省は「スポーツ振興基本計画」を策定した。この基本計画では、生涯スポーツに関する政策目標として、

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 生涯スポーツ社会の実現2. 成人の週 1 回以上のスポーツ実施率が 2 人に 1 人になることを目指すこと |
|---|

が掲げられている。そして、これを実現するための具体的な施策展開として、計画期間の

2010 年までの 10 年間に全国の各市区町村において少なくとも一つは総合型地域スポーツクラブを育成すること、さらに総合型地域スポーツクラブの運営や活動を支援する広域スポーツセンターを各都道府県において少なくとも一つは育成することとしている。このように基本計画では、地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブの育成が生涯スポーツ社会を実現する上での最重要施策であるとしている。

第5章 まとめ

本論文では4章にわたって、運動部活動の歴史や光と影、これからの運動部活動はどうなっていくべきか、について取り扱ってきた。運動部活動は教育課程外の活動であるにも関わらず、子どもたちの学校生活を豊かに、また輝かしくすることができる活動と言える。しかしその一方で、運動部活動ならではの様々な問題を抱えている。本章では、これまで述べてきた内容のまとめと振り返りを行ないたいと思う。

1章では、運動部活動の歴史から現在について、また、世界の運動部活動と日本の運動部活動の比較をして、日本の特殊性のある運動部活動についてまとめている。歴史については、大まかに戦前と戦後に分け、戦前では富国強兵のために「身体の鍛錬」や「精神の練磨」を部活動の中に取り入れていること、戦後では現在でも続いている部活動の曖昧な位置づけや必修クラブの廃止などについて触れている。運動部活動の歴史は明治ごろから始まり、現代でも運動部活動の問題は解決されないまま時が経ってしまっていることを述べている。世界の運動部活動では、主にアメリカ、イギリス、韓国の3国を例に挙げて、それらの比較から日本型の運動部活動のシステムの特徴についてまとめている。各国と比較すると、学校教育と部活動が深く結びついていることは他国に例を見ない特徴であり、日本独特のシステムであることがわかった。また、イギリスに習った日本の部活動は、両国共通で部活動の位置づけや意義に問題があることもわかった。日本の運動部活動の良い面を残しつつ、世界の運動部活動に習い、地域スポーツクラブの協力や外部指導者との連携が必要である。

2章では、運動部活動がもたらす良い教育的効果について、学校、生徒、保護者という3つの視点をもとにまとめている。運動部活動は現行の学習指導要領が目標とする「生きる力」の育成に大いに活躍していると言える。一生懸命スポーツに打ち込む生徒や大会で活躍する生徒は、学校や保護者だけではなく、地域の人たちからも高く評価され、魅力ある学校として第三者から認められる。また、生徒たちにとっては、学校生活に彩りを与える活動として大人になっても思い出す青春の1ページとなる。日本人のスポーツ経験について考えると、ほとんどのスポーツ経験は部活動によって行なわれており、どんな子どももほとんど平等にスポーツ活動を享受することができる。部活動はスポーツの普及に大きく貢献していると考えられる。

3章では、2章と同じく学校、生徒、保護者の視点から、運動部活動が抱えている問題点について触れている。部活動の問題は「ブラック部活問題」として取り上げられ、教員の抱える問題としては体罰や長時間労働の問題などが挙げられる。教育現場で体罰が行なわれる場面は部活動の時間が最も多く、解決のためには部活動指導の在り方の変革が必要である。生徒はいじめや部活動の選択などの問題を抱えており、勝利至上主義の部活動では、運動が得意でない子がいじめの標的とされ、中には自殺をしてしまう事例もある。また、部活動は「自主的・自発的な活動」であるにも関わらず、部活動の参加を強制する学校も

あり、一方で、部活動に入りたくても家庭が貧しくて入部できなかったり、小規模校でチームスポーツの部活動に入部できなかったりといった問題もある。少子高齢化が進む日本においては、学校の縮小化や指導者の高齢化で部活動指導が難しい部活動もある。運動部活動は現在、様々な問題を抱えているが、これは最近始まったことではなく、歴史を遡るとかなり昔から解決されないまま現在に至っていることがわかった。

4章では、これまで見てきた部活動の教育的効果の光と影から、これからの運動部活動の在り方がどうなっていくべきであるのか、について述べており、教育現場、教育行政、民間・地域の3点から運動部活動の在り方についてまとめている。まずは部活動の意義、明確な位置づけが必要であることがわかった。1章の学習指導要領の変遷でも見てきたように、部活動は曖昧な位置づけがされていたり、教育課程内から教育課程外の活動になったりと、その場しのぎの改訂がされてきた歴史がある。部活動の位置づけには、抜本的な部活動の革新が必要であり、これによって部活動の在り方が大きく良い方向に変わっていく可能性がある。次に、教師と生徒のお互いが充実した部活動を行なうことのできる制度の確立が重要であることがわかった。これは現場レベルでは難しい問題であり、教育行政が大きく関与しなければならない。また、外部指導者や地域スポーツクラブとの連携を大いに活用し、生涯スポーツ社会に向けて運動部活動を活発化・活性化していくことがこれからの運動部活動の在り方には必要であることもわかった。

本論文を通して、運動部活動の「これまで」と「これから」について多く知ることができた。学校によって、学校・学級の形態、大規模校や小規模校、スポーツ経験のある指導者の有無などが異なるため、学校ごとで抱える問題点について定期的に話し合うことが大切である。「うちの学校の部活動は問題なく運営できている」と学校が評価しても、子どもの実態や実情は異なる場合もあり、教育委員会や地域・保護者などの第三者評価が必要となるのではないかな。思っていたよりも、運動部活動の抱えている闇は深く、解決するには長い時間がかかるのだと思う。しかし、2012年に起こった桜宮高校の事件のようなことが二度と起こらないためにも、教育行政が中心となって部活動改革を早急に行なっていく必要がある。教員志望の私たちが今できることは、体罰という行為が許されないものであることの理解や、勝利至上主義にとらわれない理想の部活動像を考えることである。

運動部活動は教科外であっても、学校教育活動の一環として、多くの中高生が毎日様々なスポーツ活動に参加している。教員にとって、これほど生徒と深く関わることのできる教育活動は他にないのではないだろうか。運動部活動の闇が取り払われ、子どもにとって大切な時間であったと思われるような運動部活動のこれからの期待をすると同時に、2020年の東京オリンピック、また、生涯スポーツ社会に向けて運動部活動が大きく活躍することを強く願っている。

おわりに

これまで中学校、高校、大学と約 10 年の学校生活で運動部活動と関わってきた。その間、体罰や暴力的な指導というものはなく、きつく厳しい練習はあったものの、仲間と楽しく活動をしてきた。今振り返ってみても、人生で最も輝いていた時期であると言って過言ではない。しかし、教育大学に入学し、4 年目になって採用試験の勉強を進めていく中で、様々な教育問題と出会い、運動部活動の問題についても知るようになった。本論文を書き始める前は、外部指導者は必要のないものであり、教育活動の一環であるのだから学校の教職員が行なわなければならないのではないか、と考えていた。しかし、教員の長時間労働の問題や教材研究の時間が足りないということについて様々な資料や教員の話を知ると、日本の教員の残業時間は世界でもトップレベルで高く、むしろ「今までよく部活動は崩壊しなかったな」と考え方が変わった。少子高齢化の進んでいる日本においては、指導者の高齢化にともなって、さらに部活動が縮小化されつつある。そのため、学校現場において、外部指導者や地域スポーツクラブとの連携が絶対に必要になる。教員になる私たちは、教員でしかできないことに着目をして、運動部活動の活性化のために尽力しなければならない。

中学校・高校の教員を目指す人にとっては、部活動の顧問は避けては通れない道である。部活動の多くの問題を解決するために、また将来、部活動の顧問になりたい学生や、部活動指導に不安を抱える学生のために、この論文が少しでも役に立ってくれたら幸いである。

謝辞

本論文を作成するにあたり、ご協力をしてくださった皆様に感謝を申し上げます。多くの方々の助言やご指導によって本論文を作成することができました。

また、本論文では私的見解が含まれていることをご了承いただければと思います。

本論文作成当初からご指導いただいた角一典先生には、大変ご多忙の中、論文指導をして頂いたことに心より感謝致します。

参考文献

- ・荒井貞光, 2003, 『クラブ文化が人を育てる』大修館書店.
- ・神谷拓, 2015, 『運動部活動の教育学入門—歴史とのダイアログ』大修館書店.
- ・城丸章夫・水内宏, 1994, 『スポーツ部活はいま』青木書店.
- ・友添秀則, 2016, 『運動部活動の理論と実践』大修館書店.
- ・中澤篤史, 2014, 『運動部活動の戦後と現在』青弓社.
- ・林尚示, 2016, 『特別活動—理論と方法—』学文社.
- ・広岡義之, 2015, 『新しい特別活動—理論と実践—』ミネルヴァ書房.
- ・吉田浩之, 2009, 『部活動と生徒指導』学事出版.

参照 HP

- ・ガベージニュース

<http://www.garbage-news.net/>

- ・クラブテアトロ HP

<http://club-teatro.com/>

- ・国立教育政策研究所 HP

<http://www.nier.go.jp/>

- ・産経ニュース

<http://www.sankei.com/>

- ・情報発信センター

<http://e-fccj.com/>

- ・大学スポーツ推薦.com

<http://www.大学スポーツ推薦.com/>

- ・鳥飼博行研究室

<http://www.geocities.jp/torikai007/>

- ・ベネッセ教育総合研究所 HP

<http://berd.benesse.jp/>

- ・文部科学省 HP

<http://www.mext.go.jp/>

- ・早稲田ウィークリー

<https://www.waseda.jp/inst/weekly/>